

平成19年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年3月8日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政策推進部長次	高田 一巳
総務部次長	前田 健司	総務部次長	田中 正二
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	田中 ふじ江	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環境経済部次	岡野 勉	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

教育部次長	馬場	豊	広報秘書課長	富田	久和
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	荒川	貴之

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 代表質問
- 第4 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(田中栄太郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(田中栄太郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(田中栄太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第7番、川口東洋君、第8番、西本俊吉君を指名いたします。

(日程第 3)

議長 (田中栄太郎君) 日程第 3、昨日に引き続き代表質問を行います。

発言順位は、昨日報告したとおりであります。

それでは、公明党第 3 番、梶山幾世君。

3 番 (梶山幾世君) 3 番、梶山幾世でございます。平成 19 年度 3 月定例会において、公明党を代表して質問させていただきます。

まずはじめに、事業仕分けの取り組みについてお伺いいたします。

三位一体改革による税源移譲に伴い、財源確保が不透明な状態になる中、これまで以上の徹底した歳出削減による財政健全化に向けた取り組みが一層必要になるものと考えます。行政が行う事業を見直し、不要な事業を廃止したり、民間へ移行することは行政依存から抜け出し、地域の活力を回復するためには不可欠であると考えます。

そのために、本当に必要な行政の仕事を予算項目ごとに、市民の目線からチェックしようとするのが事業仕分けです。

具体的には、1 番目に、何が必要なのか。

2 番目に、必要なら行政と民間とどちらがやるべきか。

そして、3 番目に、行政なら国や県、市町村のいずれかなどを順番に検討し、整理をしていき、その際、民間の専門家と行政側の担当者との間で徹底的に議論を重ね、納得の上で結論を出していきます。

2002 年から秋田県、高知県、三重県など 9 県と神奈川県の新潟市、岐阜県多治見市、横浜市、そして、高島市で既に実施され、各市の実施結果を集計してみますと、平均では 13% が不要または民間へ、16% は他の行政機関へ、引き続き市が実施が 71% であったそうです。行財政改革を効率的に進めていくためにも、この事業仕分けへの取り組みが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、公的窓口で活字文書読み上げ装置を設置し、視覚障害者のための情報バリアフリーについてお伺いいたします。

プライバシー情報や生活情報、年金通知、請求書などの個人向け情報、行政の各種広報、印刷物などの紙媒体情報は自立した生活と社会参加に欠かせない情報源ですが、活字文書のままだと視覚障害者の方々が入手することはなかなか困難です。そのため、こうした生活情報を視覚障害者の方々に提供する手段として音声コードと活字文書読み上げ装置による方法があります。書面に書かれた文字情報を切手大の記号に変換したものを音声コ

ードといい、それを書面の片隅に添付、その音声コードを専用の読み上げ装置に当てると音声で文字情報を読み上げるという仕組みです。最近、自治体の印刷物などに添付され始め、徐々に普及し始めているとのこと。先に成立した平成18年度補正予算に、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業が960億円盛り込まれており、この事業の対象の1つに、自治体等の公的機関における窓口業務の円滑かつ適正実施に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を目的とした視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業が入っております。自治体など公的窓口で活字文書読み上げ装置を導入することに対して助成があり、補助割合は10分の10の全額補助で、自治体の負担はゼロとなっております。視覚障害者に対する情報バリアフリーのために導入への積極的な取り組みをと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、特別支援教育支援員の拡充についてお伺いいたします。

昨年6月、学校教育法が改正され、小中学校等に在籍する教育上、特別の支援員を必要とする障害のある児童・生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが法律上、明確に位置づけられました。特に、小中学校の児童生徒に約6%の割合で存在する発達障害の子どもへの対応については、喫緊の課題となっております。

公明党の強い要望により、子ども一人ひとりのニーズに応じた教育をするべきとの観点から、障害を持つ児童・生徒の支援教育の推進を図るため、該当児童・生徒に対し日常活動の介助と学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の計画配置が行われることになりました。そのために、250億円程度、2万1,000人相当の地方財政措置が図られます。今回の改正で、特に通級指導の対象にLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症が位置づけられた点は、教育関係者からも高く評価されております。今年4月からの特別支援教育の本格実施に向け、1、情緒障害学級と自閉症学級との分離。2、教員の増員など人員の確保。3、教科教育における具体的な指導法をカリキュラムに位置づけなど、子どもたちに対する地域や学校での総合的な支援が行われることとなります。特に、重要なのは人的体制の整備です。12月議会でも質問させていただき、心理判定員の採用、また、巡回発達相談員の配置等、積極的に取り組んでいただいておりますが、さらなる取り組みとして、特別教育支援員の配置が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、放課後子ども教室の取り組みについてお伺いいたします。

学童保育の待機児童がふえる中、平成19年度学童保育の体制整備に予算がつけられ、

少しは緩和されましたが、まだ129名の待機児童となっております。先日も、保護者の方から、我が子が小学校3年生なのにパートだからといって待機となってしまった。ひとりでいさせるのはとても不安である。早く対策をとってほしい、少子化社会が大変だと言われているが、これでは安心して子どもが生めないのではないかと、厳しい指摘がありました。教育長の教育方針では、子どもが安心して遊べる活動拠点を設け、子どもの豊かな体験活動の充実と子育て支援のための放課後子ども教室を試行し、平成20年度から本格実施していくとありますが、この具体的な取り組みについて見解をお伺いいたします。

以上よろしく願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。続いての代表質問でございますが、お答えを申し上げます。なお、代表質問のことでございますので、可能な限り私がお答えを申し上げるべきですが、若干、再質問で細部に入りましたときには、それぞれの部長にお答えを申し上げさせますので、あらかじめご了解を得ておきたいと思っております。

それでは、公明党を代表されました梶山議員のご質問にお答えをいたします。なお、教育委員会に関わるご質問につきましては教育長の方から答弁を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、行財政改革を効率的に進めていくための事業の仕分けの取り組みに関するご質問でございますが、本市においては、市のマネジメントシステムとして、行政評価制度の実施を図っております。全事務事業を必要性、効率性、市の関与の妥当性などの視点から検証を行っているところでございます。また、来年度からは外部評価委員制度の導入も実施する予定をいたしております。ご指摘の事業仕分けについては、非営利活動をする特定の研究機関があります。それが受託をして行っている事務事業の外部評価業務として把握をいたしておりますが、本市では、委託する方法ではなく、現行の本市の事務事業評価制度の強化を実施を進めていこうと、こういうことで対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の視覚障害者のための情報バリアフリー化についてでございますが、本市では、視覚障害のある人への情報提供につきましては、現在、点字や音声による広報発行などによる情報提供を行っておりますが、さらに、視覚障害者への情報バリアフリーを促進するために、有効な情報媒体の器具を整備する必要があると考えております。このことから、議員ご質問のとおり、国の緊急的な経過措置に対する補助金を確保いたしまして、

多くの情報提供が図れる読み上げ装置等を市内の公共施設に設置できるように県を通じて交付申請を行います。そして、情報の提供の充実に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 皆さんおはようございます。公明党を代表されました梶山議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の特別支援教育につきましては、平成19年度より本格的に実施をいたします。現在も各小中学校では、教員の中から特別支援教育コーディネーターを指名をいたしまして、コーディネーターを中心に特別支援教育の推進を図っているところでございます。さらには、校内委員会を設置をいたしまして、特別な支援を必要としている児童・生徒の支援策について協議をいたしまして、個別指導計画を作成して、対象児童生徒に焦点を当てた事業研究等を実施をいたしております。また、特別支援教育担当を市費単独で4名小学校に配置をいたしまして、特別支援を行っているところでございます。議員がご指摘の特別支援教育支援員の地方財政措置につきましては、平成19年度は約250億円が普通交付税の基準財政需要額に算入をされまして、支援員は2万1,000人相当との文書通知をいただいております。特別支援教育支援員は、1つ、交付税措置であること。2つ、通常学級の児童生徒の支援だけでなく、さまざまな障害がある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うこと。3つ目、詳細については4月から5月に決定されること。4つ目、資格条件としては教員免許は必要ないということであります。

以上のことを検討をいたしました結果、平成19年度からは特別支援教育支援員を従来どおり、市費の特別支援教育担当者として5名雇用をいたします。資格条件は小学校免許所有者としております。また、さらなる特別支援教育を充実すべく、心理判定員を1名雇用をいたしまして、対象児童・生徒及び保護者、学校へのコンサルテーションを実施する予定です。さらに、新たに巡回発達相談員を1名雇用をいたしまして、各小中学校に年間10回程度派遣をいたしまして、対象児童生徒を中心に据えた各種の発達相談や教職員への指導を行います。

ご質問のとおり、国が地方交付税による財政措置を講じて取り組む事業でもあることから、本市の実情に応じて必要な人員配置をして対象児童生徒の早期発見と特別支援に努めていきたいと考えております。

次に、放課後子ども教室の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

地域の方々の参画を得て、あらゆる子どもたちの放課後における安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的に、平成19年度から放課後子ども教室に取り組みます。放課後子ども教室では、将来、地域の教育力を生かした地域ボランティア事業としての定着を目指し、学校教育ではなく、社会教育事業として位置づけています。平成19年度は試行的に、夏休み、冬休み、春休みの期間に、すべての小学校で実施する計画で、このため、コーディネーターと指導安全管理に当たる複数の職員を配置する計画です。なお、対象はすべての児童とし、各小学校共に定員30名の予定です。学童保育のいわゆる待機児童につきましても、この放課後子ども教室を最大限に利用していただきたいと考えています。活動内容についても、学習やスポーツの他、地域の方々の協力を得た地域交流活動やさまざまな体験活動を実施する計画であり、学童保育と連携が可能な内容については積極的に連携を図る計画です。この試行期間を経て、成果や課題を整理した上で、平成20年度から本格実施していこうと考えています。将来的な計画については、平成19年度から地域、学校、保護者、福祉部局、教育委員会等の関係者からなる運営委員会を組織をいたしまして、学童保育所との連携方策や地域協力者の人材確保、平成21年度までの実施計画や事業計画などを協議する予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） それでは、再質問させていただきます。

まず、事業仕分けの取り組みについてでございますが、市長の方から外部評価委員制度を来年度から取り組んでいくということで答弁がありました。この外部評価員制度の取り組みは非常に一歩進んだ取り組みで、ぜひ、進めていただきたいと思いますが、これからは、市長の施政方針の中でもありましたように、市民と行政が共につくるまちというところで、新市が個性あるまちづくりを進めていくために、市民、行政がよりよいパートナーシップを確立して、共に地域を支えていくことを目指していくという中で、このところでも行政評価制度のことが書かれておりますが、この外部評価委員制度だと、内部だけの公開での制度ではないと思うのですね。段階的にはこういう制度を取り入れて、効率的に進めていただきたいと思いますが、これからは市民も交えたこのパートナーシップの確立という意味では、一般の市民に公開しながら、公にして取り組むこの事業仕分けが大事になってくると思います。段階的にこの評価制度の取り組みの中で、次の段階として事業仕分

けの取り組みをぜひしていただきたいと思いますが、隣の守山市におきましても、今年の4月から事業仕分けに取り組むという計画を聞いております。この守山におきましても、これまで行政内部で事業仕分けを評価して、その評価の客観性や透明性を確保し、外部評価制度を導入してきて、それによって職員の意識改革とか事務事業の効率化が果たしたということが言っておられましたけれども、それを踏まえた中で、今回、公に、市民に公開した事業仕分けに取り組むということで、今回計画されております。ぜひこの事業仕分けについても、段階的な取り組みとして検討していただきたいというふうにと思いますが、再度、考えをお伺いしたいと思います。

それから、2点目の視覚障害者のためのバリアフリー、情報バリアフリーの活字文書読み上げ装置の設置につきましては、県の方に申請していくということですので、この締め切りが3月31日の締め切りとなっておりますので、ぜひ申請していただきたいと思いません。

この読み上げ装置につきましては、昨年の読売新聞の中に、目の不自由な人、読める喜びということで、大きく出ておりました記事がありました。目の難病で59歳のときに失明した東京都小平市の元調理師のハジマさんという方なのですが、元調理師ということで料理の本を読むことを最近楽しみになった、活字文書読み上げ装置を3年前に入手して、SPコードのついた印刷物なら自分で読めるようになったから、それまでは朗読ボランティアなどの手を借り、音声情報を得てきたということで、いつでも読みたいときに読めるのがうれしいというふうに、このように感想を述べておりましたけれども、まだ、個人のところの購入とまではいってない方が多いと思いますが、ぜひ公共窓口に設置して視覚障害者の方たちに、ぜひ通常の生活ができるように取り組んでいただきたいと思いません。

それから、次に特別支援教育支援員の拡充についてでございますが、今、教育長の方から特別支援教育に対する取り組みの答弁がありました。この特別支援教育支援員につきましては、これから交付税措置ということで、4月から5月に決定していくということで、ぜひ必要な人員配置を考えるということですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いません。

さまざまな観点から本格的にこの特別支援教育が今年一斉に開始される中で、非常に保護者の方たちは期待もされておりますし、今回、野洲市において心理判定員と巡回発達相談員の採用をされたということにつきましては、非常にもう安心の分野が広がったということで、今回、喜んで、決定すれば喜ばれていることだと思っております。

昨日の朝の7時のNHKのニュースを見ておりましたら、発達障害者のアンケート、保護者へのアンケート調査をした中で、乳幼児健診で発達障害が見つかった方が何名ですかという中で、その統計によると43%の方が見つかった、50%以上の方が乳幼児健診では見つからなくて、大体五、六歳になって発達障害ということがわかり、その段階では非常にその間、わからないままで取り組んできたことによって、非常に障害者に対する支援が遅れている。そのことによっていじめに遭ったりとか、二次障害に遭うことが多かったというデータがあるということで、きのうの朝のニュースでも言われておりましたけれども、この発達障害者につきましては、昨年アンケート調査を行ったということで202名の障害者があるというふうに昨年12月議会でも聞かせていただいておりますが、こういった全国的なニュースで報道されましたように、乳幼児健診で43%しかわからないという状況だと、野洲市におきましても202名、また、これからどんどんふえていくのではないということも考えられます。そういった意味では、これから特別支援教育におきましては、きめ細かな対策がなお一層必要になってくると思います。

それで、今、心理判定員の採用ということでしたけれども、今回、嘱託職員ということで採用されておりますが、やはり正規の採用としてきちっと設置していくべきではないかと思いますが、今後のそういった配置はどのように考えておられるのか、1点お伺いいたします。

それから、今後の取り組みとして、今、人員配置のことでいろいろと考えていただいておりますが、発達支援センターに対する取り組みの考えがあるのかどうか、この辺も再度お伺いさせていただきたいと思います。

それから最後に、放課後子ども教室の取り組みについてですけれども、今、具体的に市長の方から平成19年度本格的に取り組んでいく中で、まず、夏休み、冬休み、春休み、全小学校に30名枠で実施していくということですが、この具体的な取り組み、じゃ時間的に何時から何時、どういう形で取り組んでいくのか、そういうところを再度お答えさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの答弁の中にもありましたが、国の方でも、放課後対策事業の運営委員会の設置、コーディネーターの配置、活動場所における連携促進という大きな項目の中での取り組みが推進されておりますが、この運営委員会の設置、いつごろどういう形で設置されるのか、これも具体的にお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再質問をお答えをさせていただくのですが、私は行政評価制度というものはもともとから、これは他人事ではないのだと。だから、外部の人をお願いすると申し上げていますが、それは第三者的な、できれば、市民の皆さんをお願いをする。だから、これ3年、4年前、合併前の話になりますが、コンサルなのか、いわゆるよその悪口になるのですが、仕分け事業というのは、これ構想日本という1つの団体なのですね。この団体がええ、悪いなという議論じゃない。私の考えは、そうした外部にお金を出して評価をしていただくよりも、まず、内部で評価をして、どれだけの事業効果があったか、経済効果があったか、住民の皆さんに共有できる効果があったのか、なかったのか。それと、外部と申し上げますのは第三者という意味で、可能な限り市民の中から出ていただきまして、それで、率直に評価していただこうと、こういうコンサルをお願いをしますと、ややもすると、例えば議会の中でこういう事業をやるまいけということで、地域の特性を生かした事業を取り組んだときに、この事業は不要ですよとか、いわゆる地域の実態を知らない方が専門的なことで入ってきたときに言われるのです。私も言われたことあるのです。これは町長の施政なのだ。施政方針の中での事業だと言いながら、それは不要ですよと、こう言われると、地域の実態に即してない行政を外部から指摘されると、こういうことになるのです。だから、議会の皆さんの総意、市民の皆さんの総意によってやった事業の中の執行の方法がどうであったのか、無駄な金を使ってないか、そういうような行政評価システムをやっていきたいと、こういう思いで私はできる、可能な限り市民の皆さんの評価をいただきたい、こういう思いをしていますので、よそのことはよそとしまして、私の思いはこういうことだということでご理解いただきたいと思います。

この視覚障害者の皆さんへの施設については、何としてもやっていきたいと、こういう思いですので、早急に計画をまとめまして、申請をしていこうと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。あとは教育長お願いできますか。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） おはようございます。代表質問の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の特別支援教育支援員の拡充につきまして、心理判定員の処遇、待遇のことをお尋ねでございます。囑託ではなく、正規職員でと、こういうふうなお話でございます。

すが、本来、心理判定員の職務として考えておりますのは、今、手薄になっております小学校、中学校への指導支援、あるいは教職員へのコンサルテーションといったことが必要になってまいりますので、臨床ではなく、発達の方の心理を専攻された職員さんを嘱託で、まずは探しているところでございますが、今後、そう人数を多くふやしていくわけにもいきませんので、全体としましては、市の職員の定員適正化計画の枠内で考えていく必要があるかと考えております。その処遇につきましては、まず、嘱託で雇用いたしましたその人物の能力その他を見極めた上で、今後、考えていく必要があるのではないかなど、このように考えております。

それと、発達支援センターへの取り組みで、あるいは取り組みへの考え方でございますが、実は1月の末ごろに市長とある団体とのほほえみトークがございました。その中でも発達支援センターそのものにつきましては、市長も非常に関心を寄せておりまして、そうした方々をぜひ乳幼児期から就労に結びつける段階まで、発達の支援をできる、そういうセンター的な、あるいはそうした機能を持ったセンターを整備をしていかないといけないというふうなことも表明をされております。

こうしたことを受けまして、草津にございます支援センターを、あるいはその立ち上げの方法について見学にも行っております。そしてまた、そうした話を聞いた中で、今後、19年度中にはそうした野洲市発達支援センターの設立検討協議会というようなものを立ち上げて、医療の面から、あるいは学識経験者あるいは就労支援の面から、福祉の面から、あるいは保護者の面から、さらに、この中に公募の委員にもお入りをいただく中で、そうした設立の検討を進めていきたいと、このように考えておりますが、当面、まだ庁内的にはオーソライズをしたものではございませんが、3月中には関係課の会議を開催をいたしまして、19年度中に、あるいは市長の思いはもっと早くというふうな思いもあるようなのですけれども、きちとした体制の準備なり、検討の段階を経まして、20年度からは発達支援センターが立ち上げられるように準備等を進めてまいりたいと、このように考えております。

また次に、放課後子ども教室の取り組みについてのお尋ねでございますが、放課後子ども教室の開催の時間、あるいはどう取り組んでいくのか、また、運営委員会の設置はいつごろか、あるいはどういう形で設置するのか、こういうふうなお尋ねでございますが、運営委員会につきましては、新年度入りしましたら、早々にでも立ち上げをしていきたいと、このように思っております。その運営委員会の構成につきましては、先ほど教育長がご答

弁申し上げた内容のとおりでございます。また、放課後子ども教室の内容、場所、その他につきましては、それぞれの小学校でなかなか厳しい中ではありますが、余裕教室を普通教室じゃなくて、特別教室なり、あるいは余裕教室を1室あけてもらうように、それぞれ小学校に依頼をしております。そうした教室を会場にいたしまして、定員は30名と、このようにしておりますが、それぞれ学校間におきまして、差は出てこようかと思っております。まず、夏休みにつきましては、33日、冬休みは7日間、春休みは8日間と、大体今年度で、19年度では長期休業期間中を申し上げますと、平日を申し上げますと48日間、こういうふうな予定をいたしておきまして、今後、細部につきましては、それぞれこの運営委員会がございますので、その運営委員会の中で人材の確保でありますとか、あるいは体験学習なり、何なり、そういう中身の検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいま教育部長がお答えをいたしました部分で、若干思いで補足を申し上げたいのですが、支援センターをつくるという言葉について、言葉じりを拾うわけでもないし、否定をするわけでもないのですが、私の思いは、早くから取り組みをいただいております教育ふれあい相談所、ふれ相ですね、通称。あそこで今は、当初あれを設置したのは不登校の問題を解消しようということからつくったのですが、だんだん内容が充実いたしまして、そこで就学前の子どもさんの療育事業も入れていきたい、療育事業。非常にうまく心理判定員さんの努力によりまして運営ができております。私は、発達障害のある子どもさんは、就学前から一応あそこで取り組みをいたしておりますので、そこで、保育園、幼稚園に行かれる。そこから上がられるのは義務教育に上がるわけですから、そこですぽっと切るようなセンターではなくて、ずっと就学前から面倒を見て、いろんな手当をしてきた人が上へ上がっていくのですから、私はふれ相を充実して、あの中でいわゆる特別支援事業を受け持つような組織に充実をしたらどうかと。これは内部的に検討すると言っていますので、私の思いなのですよ、これは。新たにつくるよりも、そうした方が合理的ではないか、こんな思いをいたしておりますので、若干補足を申し上げます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） それでは再々質問をさせていただきます。事業仕分けの取り組みにつきましては、市長の方から、特に外部評価委員制度の中に市民も参加していただきたいということで、ぜひ市民の方を入れていただいて、一緒に取り組んで、改革に取り組んでいただきたいと思いますが、これは傍聴とかはさせていただけるのでしょうか、公開でできるのか、その辺をちょっともう一度お伺いさせていただきます。

あと、今、特別支援教育、市長の方からも答弁いただきましたが、今、発達支援センターのことですね、市長言っていたこのふれ相の充実ということなのですか、ふれ相の中に支援センターを設けるとということなのですか。それでなくて、別のセンターとして設置するということなのですか。別のふれあい教育相談センターの機能の中に入れていくということなのですか。その辺、再度お伺いしたいと思います。

それから、放課後子ども教室の取り組みについてでございますが、なかなか具体的な内容が示されていないのですけれども、全くまだそういう具体的な内容が決められていないのでしょうか。夏休み33名、冬休み7名、春休み8名、あ、ごめんなさい、失礼いたしました。間違いです、すいません。30名ということで、夏休み33日、冬休み7日、それから春休み8日ですね、失礼いたしました。48日間の、この日にちは設定されておりますが、時間とか内容とか、またどこが主管してこの夏休み、冬休み、春休み、全部教育委員会が主管でされるのでしょうか。学童保育の絡みもありますので、他の福祉部の方でも取り組まれるのか、その辺の割り当てがどうなっているのか、その辺も再度お伺いしたいと思います。

もうこれで質問が終わりですので、まとめというのか、市長にまずお願いですけれども、市長の施政方針の中で、非常に市民の負託に応えていくために、十分悩んでいるという内容の中で、最後に、本当にこの野洲市民として、野洲市民が、皆さんが生まれてきて、野洲市に生まれてきてよかった、暮らしてよかった、安心して年がとれる、実感できるまちに努めるということでもありますけれども、本当にこの5万人の野洲市民の皆様がそういう思いで生涯を終えていただけるような、限られた市長の期間等はあると思いますが、本当にさらに進んだ政策の結果が出るように、ぜひ取り組んでいただくことを希望しておきたいと思います。

また、教育委員会におきましては、本当に教育委員会ここにありという、本当に存在感がアピールできるように、きのうも教育委員会のあり方等、具体的におっしゃっていただいておりますけれども、まだまだ保護者からの不信感とか、学校に対する、また、教員

に対する不信感とか、そういったことがすべてではないですけども、ありますし、また、教育委員会も、もっとしっかりしてほしいという、そういう声も聞いております。ぜひ市民の皆様から信頼される学校づくり、また、教育委員会であっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 公開にするのかというご質問ですが、野洲市の会議がすべて公開という基本的なルールがございます。しかし、このことは公開をするという段階に至るまで、かなりなこれをやらないといけませんので、公開にすることも立ち上げの結果、必要であろうと思ひますが、それまでにやっぱり結果を公表するということが重要ではないかと、こう思ひますので、それも若干これからの計画ですので、そういうことを含んで検討するという形にしておきたいと思ひます。公表をするという方が実質内容が重みがあるのではないかと、こういうふうに思ひます。

それと、繰り返しになるのですが、私はやっぱりふれあい教育相談所の充実を図って、いわゆる就学前の子どもさんから、いわゆる就職までの間の一元とした支援事業をやっていった方が合理的であろうと。どうしても、そういう支援センターが必要というなら、併設にして、ふれあい教育相談センターと、具体的に言うなら、看板2つ挙げて、内容は同時にやっている、こういう方が合理的ではないか。これはこれから内部で検討する課題ですので、そういう私は思ひをいたしてあります。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 代表質問の再々質問にお答えをさせていただきます。

放課後子ども教室の詳細な時間あるいは時間割、あるいはどこが所管するのかと、こういったご質問でございますが、開催時間につきましては教育委員会、生涯学習で考えておりますのは、9時から5時までを考えております。例えば8時半から9時は出席確認あるいは名札の着用でありますとか、帰宅時間の確認をまずはそれについていただきながら、朝の会、健康観察とか、あるいは予定の確認をした上で、例えば朝の読書会をまず持っていきながら、休憩を挟んで、あと、夏休みの宿題をする、自由学習時間を設ける。午後につきましては、運動とかあるいは地域のボランティアの方々との交流学習でありますとか地域学習でありますとか、あるいはものづくり、体験学習、そして、4時45分なり5時

には帰りの会、反省会なり帰宅準備と、こういうふうな一日の予定を考えておりました、こうした放課後子ども教室に向けました募集につきましては、5月の連休明け中旬ごろに広報なり小学校を通じて募集案内をしていきたいと、このように考えております。ただいま申し上げましたように、所管につきましては教育委員会の生涯学習課が所管をいたします。

なお、学童保育所との連携につきましては、先ほど教育長が申し上げましたように、多様な面で連携が必要になってこようと思いますので、お互いに長所が出せるように連携をしていきたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、日本共産党野洲市議会議員団、第16番、野並享子君。

16番（野並享子君） おはようございます。日本共産党議員団を代表いたしまして、質問を行います。

まずはじめに、安倍内閣が進めている政策についてお尋ねいたしました。

昨年10月に小泉内閣から安倍内閣へと変わりましたが、その手始めに教育基本法を改定しました。タウンミーティングでのやらせ発言やサクラ発言など問題になり、教育現場からも、また、広聴会でも十分議論すべきという意見が圧倒的でしたが、強行をいたしました。さらに、2期6年の任期中に憲法を変えると発言をし、憲法を変えると明言した初めての総理大臣であり、戦後最悪の危険な内閣となりました。憲法を変えるねらいは9条を変え、アメリカと共に世界中で戦争ができるようにすることであり、アメリカ言いなりの内閣です。ブッシュ大統領がイラクへの2万人増強を決めましたが、アメリカ国内でも反対の声が上がっているにもかかわらず、安倍首相は強く期待すると表明いたしました。イギリスでもイラクからの撤退が打ち出される中で、国際的に異常な言動となっています。このような中で、7月にはイラク特別措置法の期限がきます。この法律の延長でなく、期限切れに基づく自衛隊の速やかな撤退が求められますが、市長の見解をお尋ねをいたします。

また、憲法改定に必要な国民投票法案が国会に出されています。この法案の内容は憲法改定がしやすくなるような、不公正、非民主的な内容であります。

第1に、最低投票率の規定がなく、2割台の少数の賛成でも憲法改定ができるようになっています。

第2に、すべての国民に自由な運動が保障されず、公務員、教職員の規制を求めています。

す。

第3に、有料テレビ、ラジオ、新聞などの広告が資金力のある財界や改憲推進勢力に独占される危険があります。

第4に、改憲案の国民への周知、広報を改憲推進政党の主導で行われる仕組みが盛り込まれています。憲法を変えられるのは国民にとっては重大問題です。今、全国各地で経済界、文化人、宗教者など、幅広い層を結集した9条の会が5,600団体を超えて広がっています。今年は憲法施行60周年の記念すべき年であり、憲法9条を守るべきという世論は6割以上であります。国民投票法案や日本国憲法について、市長の見解を求めます。

来年の政府予算案は、地方自治体にも大きく影響します。衆議院でこの予算案は通過され、今、参議院で審議をされておりますが、政府予算案の問題点は、第一に、定率減税の廃止による増税と、それに連動して社会保険料の負担増が重なり、昨年に続き雪だるま式に負担増となります。また、生活保護の母子加算の廃止や、児童扶養手当の削減も大問題であります。貧困と格差の拡大でワーキングプアが大問題となっています。まじめに働いても生活保護水準以下の生活しかできない貧困層が増大し、10世帯に1世帯、400万世帯を超えて広がっています。もはや貧困は一部の国民の問題ではありません。病気、介護、老いなどにより、国民誰にも起こる問題となっています。また、貧困は若者、女性、高齢者、自営業者、農漁民など国民すべての階層で進行しています。

このような中で、庶民には増税の一方で、財界に対しては減価償却制度の拡充や法人税率の引き下げが本則となり、引き続き減税されます。また、大資産家への証券優遇減税は継続することになっています。

第2に、税金の無駄遣いです。道路特定財源の温存やスーパー港湾や3大都市圏環状道路への大幅予算増、さらに、米軍への思いやり予算と、基地強化予算は2,862億円にもなります。来年度は税源移譲により所得税と住民税の負担割合を変更します。その結果、所得譲与税が全額削除されます。定率減税の廃止のために増税となっていますが、減税補てん特例交付金や減税補てん債などがなくなります。また、新型交付税により、基準財政需要額の1%ぐらい引き下げになります。

野洲市では、こういったことにより特別交付金の削減が2億350万円、交付税が削減が1億円、税源移譲により地方譲与税が3億6,900万円削減されています。合計で6億7,000万円の削減であります。増収になったのは定率減税の廃止による増税と住民税と所得税の割合、負担割合の変更による増税が5億6,969万円であり、差し引き1

億円の減となっています。三位一体改革により税源移譲を行うと言われたが、地方自治体にとっては増収にならず、減収になり、定率減税の廃止により国民への負担は増大しただけでした。しかも、昨年の老年者控除の廃止や年金の課税限度額の引き下げなどあり、年金生活者にとっては大增税になりました。これまで非課税だった世帯が課税世帯になるなど、大変な事態になっています。さらに、来年度でも定率減税の廃止により非課税世帯から課税世帯になる人などもふえています。このような国の政策に対して、住民の立場に立って物申す必要があると思いますが、市長の見解を求めます。

第2点目は、施政方針にも言われていません行財政改革についてお尋ねいたします。

昨年10月に野洲市財政健全化計画が出されました。平成22年までの5年間を集中的に取り組む期間と定め、19年度は2年目に当たります。19年度予算で削減されたものとして予算計上されなかったものがあります。敬老祝い金の減額300万円、びわこ学園の送迎バス補助金186万円、財政健全化計画では扶助費の見直しは20年度実施となっていますが、前倒しの見直しで敬老祝い金の減額です。また、単独扶助は20項目あり、1億7,790万円です。その中には法律もなくなり、一般施策化が必要な同和地域における就学奨励事業で800万円があります。また、補助金、交付金は183項目あり、単独補助は118件、7億5,833万円です。そのうちハード事業が6割の4億7,500万円あり、これは事業が終われば減額されるものもあります。健全化計画の見直しでは4,000万円の削減とあります。その第1弾がびわこ学園送迎バスの削減です。この単独補助金の中には、18年度は工業振興助成金4,400万円ありますが、19年度では6,700万円であり、20年度には廃止することが提案されています。しかし、分割ということになっておりますから、今後5年ぐらいは継続されます。今後どのようなものを削減していく計画なのか見解を求めます。

野洲市財政健全化計画の総括で、改善策を講じなければ平成20年度には10億円、21年度から毎年15億円を超える財源不足が生じる可能性があり、21年度には財政再建団体に転落するおそれがあると書かれています。しかし、地方自治体というのは、福祉と暮らしを守るところであり、国の行財政改革とか、構造改革とかをにしきの御旗にして福祉を切り捨てるべきではありません。さらに、健全化計画では、職員や嘱託を削減することになっています。新しい給食センターが2学期から稼働し、中学校の給食が始まります。4,800食から6,200食へと1,400食ふえますが、補充される人員は正職でなく、嘱託18人の補充と言われています。さらに、今後、一部を民間委託にするとともに

れています。昔から、人は城と言われてきました。効率的運営と住民サービスの充実を両立させてこそ、本当の行政改革です。民営化万能論ではなく、住民の安全と利益を最優先にした住民本位の効率的な行政を求めます。公立保育園や学校給食の民間委託や、市場化テストなどはやるべきではありません。市長の見解を求めます。

第3点目、民意の尊重についてをお尋ねいたします。

3月議会には、まちづくり基本条例が提案されています。この条例の22条で、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しますとあります。新幹線への負担金が大争点になった知事選挙で、負担金の凍結を公約された嘉田知事が誕生しました。来年度予算には新幹線栗東駅負担金として2,400万円野洲市では計上されています。野洲市で住民投票すれば、民意は明らかに新幹線への税金投入はすべきでないという結果になります。県は、来年度予算では、新幹線予算は計上していません。野洲市長として住民の民意を尊重するということをどのように考えておられるのか見解を求めます。

第4点目、法的な根拠がなくても続けられる同和行政についてお尋ねいたします。

昭和44年から同和対策事業が取り組まれました。この間の行政や地元住民の努力の中で、住環境、就労、教育などの格差の是正が図られ、大きな成功をおさめました。地域の方々も、これ以上の同和事業を行えば、住民の中で孤立する、野洲市はよくやってくれたと地元住民からも同和事業の終結が求められています。昨年の共産党の代表質問で、個人施策の話と一般対策への移行を求めたときに、市長は、答申にも同和関係予算のとらえ方を含め、検討する必要があるとの意見をいただいているので、その都度検討と答弁しています。

しかし、19年度予算においても、さらに第1次総合計画においても、14年後にもまだ差別は存在するとして、事業の継続が掲げられています。部落差別意識は解消していない、全市民が理解するまで啓発が必要ということで、同和教育を中心に据えた人権教育を行うとあります。これらは憲法にうたわれている内心の自由を侵す。行政自身が同和行政を続けるということは、同和地域を特定し続けることであり、永遠に市民を分断することになります。同和教育の廃止と個人施策の廃止と、一般対策に早期に移行すべきですが、市長の見解を求めます。

第5点目、医療費の無料化についてお尋ねいたします。

乳幼児医療費が就学前まで完全無料化になり、さらに、今年1月から入院に関しては中

学校卒業まで無料になり、多くの市民が喜んでいます。最近はお父さんとお母さんも働き、年収200万円以下という状況もあり、夫婦2人が働いて400万円以下という家庭もありまして、子どもを生み、育てることが大変になっています。医療制度も改悪され、院外処方せんになり、これまでよりも医療費が高つくようになりました。風邪を引いたぐらいでは病院に行けず、熱が出て、高い抗生物質の薬をもらわなければならない、回復に日数がかかります。早期発見、早期治療が医療費の抑制になることはご承知のことと思います。通院治療も無料化にすれば4,700万円ぐらいの予算でいけると答弁されています。無料になれば、早期発見、早期治療で医療費の抑制にもなり、子育ての支援にもなり、子どもも重症にならず、三方よしということになります。この三方よしについての見解を求めたいと思います。

第6点目、就学援助制度の改善についてお尋ねいたします。最近、マスコミで報道されたのが給食費の滞納問題です。また、予算委員会で共産党の志位委員長が指摘したのが、修学旅行に行けない生徒10人が、その後、卒業式にも出られなかった。貧困世帯が拡大し、幾ら一生懸命働いても、この層から出られない。格差社会の是正のために非正規雇用や派遣社員を正規雇用にすることや、偽装請負をやめさせることや、最低賃金を1,000円にすることなどの政策を提案いたしました。来年度は生活保護の母子加算も廃止されます。児童扶養手当も削減されます。母子家庭にとっては大変な事態になります。給食費や修学旅行費は就学援助に入っています。制度を利用しやすいようにすべきであります。例えば大阪の摂津市では、認定基準の所得限度額は生活保護の1.3倍まで拡大しています。さらに、国民健康保険を減免している人は、特別な事情とみなし、所得限度額を超えている人も就学援助を受けられるようにしています。三重県松阪市では、生活保護基準の1.4倍までに拡大しています。また、児童扶養手当を受給している世帯は、就学援助の対象にしている自治体もあります。野洲市でも認定基準の拡大や年度途中の受付でも4月からさかのぼって支給できるように改善すべきですが、見解をお伺いいたします。

第7点目、地域、地元の零細業者を育成することについてお尋ねいたします。

野洲市では、工業振興条例により、億単位の振興が行われています。政府はいざなぎ景気を超えた好景気だと言いますが、零細な業者には景気回復など、全く無縁な状態にあります。このような業者に対して、自治体が仕事の発注をし、喜ばれているところがあります。群馬県太田市では、小規模契約登録制度をつくり、市が仕事を発注し、05年度の小規模契約の金額は2億681万円で、登録業者の契約金額は1億1,656万円となり、

全体の43.5%となっています。昨年は火災報知器の設置が義務づけられたことにより、市はひとり暮らし高齢者世帯に対して全額市負担で設置を決め、小規模契約で発注いたしました。野洲市においても、税金が市内で循環できるような、小規模契約者登録制度の創設や、住宅リフォーム制度などの創設や、地元の零細業者を育成すべきではないでしょうか、見解を求めます。

8点目、全国一斉学力テストなど、教育についてお尋ねいたします。

昨年、教育基本法の改定が強行され、その関連で3法案が中央教育審議会に諮問され、2法案は了承されました。教育基本法で問題とされたのが愛国心です。昨年の国会で愛国心を通知表で評価している学校があり、小泉首相も愛国心を通知表で評価することはできないと国会で答弁いたしました。また、評価の基準を、君が代を大きな声で歌ったかどうかで評価しているような学校もあることが明らかになりました。今回、学校教育法で義務教育の目標に我が国と郷土を愛する態度を養うと盛り込まれています。国会で審議はこれから始まっていますが、義務教育の目標に掲げられたことにより、達成の評価が求められますが、野洲市教育委員会としての見解を求めます。

さらに、4月24日に全国一斉学力テストが行われます。小学校6年生と中学3年生の国語と算数、数学のテストですが、学校名、男女、組、出席番号、名前を書き、生活態度も記入することになっています。12月議会でも発言しましたように、愛知県の犬山市教育委員会では、一斉テストには参加しないと表明しています。野洲市では、参加を表明され、生活態度などは今後の取り組みを参考にしたいというような答弁をされました。この種の学力テストは1961年に行われましたが、成績の悪い子は休まずとか、先生が子どもに答えを教えるなど、教育とは無縁の実態が広がり、4年で中止されました。しかも、今回の調査費は66億円であり、小学校はベネッセコーポレーションに、中学校はNTTにデータを送り、集計してもらうことになっており、データが外部に漏えいする危険があります。東京で実施されているところでは、塾の経営者からおたくの子どもさんのランキングを教えましょうかという電話がかかったという話もあります。東京では、優秀な学校には予算が多い目につけるといことが言われており、教育の機会均等も否定し、経済格差が学力格差になり、どの子どもにも行き届いた教育にはほど遠い状況が生まれています。野洲市として、全国学力テストに参加すると発言をしていますが、実施しても公表しないこと、さらに、個人データの漏えいを防止するために解答用紙の氏名記入、出席番号記入をやめることなどが必要です。基本的には、犬山市のように、テストへの参加、不参加を

表明されることが前提条件であろうかと思いますが、野洲市の教育委員会にもそういった要望が出されております。こういったことについての見解をお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 日本共産党野洲市議会議員団を代表されまして、野並議員のご質問がございました、お答えを申し上げます。

なお、教育委員会に関わる部分につきましては、教育長の方から答弁を申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

イラク特別措置法に係る自衛隊の撤退についての見解をとということでございますが、このことは国政の問題でもございますし、地方自治体の長が申し上げる性格のものではないと私は考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、日本国憲法や国民投票法についての見解でございますが、憲法が制定後60年が経過をしているわけですが、国民が憲法に関心を持つその改正について議論をするということについては大事なことでございますので、否定するものではございません。また、国民投票に係る法案につきましては、憲法第96条に定める憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続、あわせて発議に係る手続を定めようという1つの手法でございます。憲法改正も、国民投票法案も、国民にとって極めて重要な問題であろうと、こう考えております。このことは今日の朝のニュースにも出ておりました。思うならば、十分な議論をされるべきであろうと、こういうふうに考えます。

続いて、三位一体改革についての考え方についてのご質問でございますが、私は、地方にできることは地方にという、基本的な考え方を持っておりまして、地方が自由に自分たちの裁量で事業ができるということで国から地方に3兆円の税源移譲があったことは、地方分権を進める上で、一定の前進であろうと考えております。

しかしながら、税源移譲による所得譲与税の廃止、三位一体改革の影響等による地方交付税の削減など、真の地方分権改革の理念に沿わない内容もあり、今後も引き続き、さらなる改善、改革を進めるべきであり、国に対しまして、今まで以上に強く要望をしてみたいと、こういうふうに考えております。

次に、2点目の行財政改革についてのご質問でございますが、まずは、財政健全化計画に基づく補助金の見直しについてでございますが、平成19年度におきましては、市が主体となって設置した奨励的な団体の事務経費の抑制を行うと共に、行政評価システムによる評価結果を踏まえ、補助金の交付目的をおおむね達成し、事業効果が希薄になったと考

えられる補助金の廃止を行っております。また、報償的な要素の強い補助金の交付金化も行ったところでございます。今後につきましては、行政改革推進委員会からは、ゼロベースでの見直しの提言をいただいておりますことから、平成19年度中に抜本的な見直しを行うにあたって、外部委員による客観的な視点での審議及び評価をお願いする計画を持っております。

次に、民営化、民間委託についてでございますが、各種の行政サービスの提供にあたっては、多様化する市民ニーズに対し、柔軟な対応を図りながら、効果的、効率的な行政運営を行うことが重要であります。しかし、相反する2つの要素も考えられます。一挙両得は困難でございまして、行政の力には及ばずとも限界があるということが言えます。このために、打開策の1つとして民間の能力を積極的に活用する方法、いわゆる民営化や民間委託があるわけでございますが、従いまして、今後は市民や関係者との十分な協議を踏まえ、その環境が整ったものから順次民営化並びに民間委託に切り替えていきたいと、こういう考え方を持っております。

3点目の、民意の尊重についてお答えを申し上げますが、昨年の知事選挙において、住民投票と選挙においては、住民投票とは異なると私は解釈をしておりますので、選挙の結果が民意の尊重に結びつけるということでは私はないと思います。

ただ、新幹線問題、ダム問題、廃棄物処理問題等の3つの緊急提言の他、さまざまな要素による結果でありますので、単純に見解は示せない、こういうふうに思います。

そこで、新幹線の負担金2,400万につきましては、昨日も申し上げましたように、今現在、今時点では基本協定や17年度の工事協定が存続する限り、現段階においては立場を変えることなく予算計上をいたしました。こういうことでご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の同和行政についてでございますが、同和教育は人権尊重の精神ですし、今なお現存する部落差別を一掃すると共に、同和問題から提起される諸課題の解決を目指して行う教育でございます。このことから、同和教育は、教育の根幹を支え、人権教育の柱となるものであります。したがって、野洲市においてはすべての学校、園や地域社会、家庭において実践されなければならないものであると考えております。このことが野洲市で進めていく同和教育、人権教育の基本理念でございます。このことから、今後も本市では、行政と市民が協働して差別のないまちづくりに向け、同和教育を柱に人権教育に積極的に取り組んでまいります。

次に、個人施策の廃止と一般施策への早期移行でございますが、個人施策の廃止につきましては、同和地区住民の自立支援として必要な施策は、今後も引き続き対応してまいります。一般施策の実施状況や同和地区の現状を踏まえ、同和行政全般にわたり検討すると共に、一般施策の有効かつ適切な活用が図れるよう、検討することが必要であるとの考え方でございます。このことから、現在、個人施策につきましては、同和対策審議会において、個人施策のあり方につきまして意見を求め、改善が必要なものについてはその都度検討、改善をしてまいりたいと考えております。

次に、5点目の医療費の無料化でございますが、従前から乳幼児医療費の自己負担の助成に加え、中学生の入院に伴う医療費の自己負担については、本年の1月から助成を始めたところでございます。このため、現在のところでは中学生の通院治療に伴う補助金は考えておりません。

次に、6点目については教育長の方から答弁をいたしますが、7点目の住宅リフォーム制度のそういった地元の零細業者の育成についてということでございますが、これをうまくリンクさせてはどうかということでございますが、この制度は、特定事業者への支援となり、商工業者全般の支援とはならないため、公共性に欠け、助成及び経済効果は少ないと考えます。このことから、中小企業者全般にわたる支援策としての制度融資利用者に対する利子補給等を行っていくということと考えております。そして、商工業の振興を図っていかうと、こういうことでございます。

8点目以下は、教育長からお答えを申し上げます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 日本共産党野洲市議会議員団を代表されました野並議員のご質問にお答えをいたします。

まず、6点目でございますが、就学援助制度の改善についてでありますけれども、就学援助費の支給につきましては、児童・生徒の就学を保障いたしまして、経済的理由による長期欠席者数を抑えるなど、教育の機会均等など、義務教育の円滑な実施を図るため、必要不可欠な制度であると考えます。野洲市の現状は、離婚による母子家庭の増加でありますとか、職場でのリストラ等の社会状況の変化により、受給率は年々増加している状況でございます。本市の制度については、国が定める援助対象品目である学用品、通学用品、給食費、修学旅行費等になっております。認定基準につきましては、生活保護基準の1 .

2倍としており、これについては合併時の協議におきまして、旧中主町の1.1倍を旧野洲町の1.2倍にあわせ、拡大したものであります。また、児童扶養手当を受給している世帯につきましては、本年度は申請していただいた世帯すべて対象になっており、生活保護基準を上回っている世帯でも、特別な事情により認定されるケースもございます。なお、年度途中の支給につきましては、野洲市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱において、決定を受けた日の属する月の翌月からとしており、さかのぼっての支給はできませんので、年度当初での受給申請を広報、全小中学校を通じてのお知らせ文書等で周知しているところでございます。

就学援助費受給者は、今後、さらに増加する傾向にあると思われませんが、一方で、国の補助金が廃止されたため、各自治体において地域の実情に応じた支給を行っていかねばならない現状でもあります。今後の就学援助制度につきましては、現在のところ認定基準等につきましては、見直す予定はありませんが、公平な教育環境を整えていく重要な制度でもあり、現状をしっかりと把握し、的確な事業を実施していく必要があると考えております。

次に、8点目の全国一斉学力テストなど、教育についてのご質問にお答えをいたします。

改正された教育基本法では、教育の目標5に伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すると共に、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととあります。この態度を評価することについてですが、評価するには当然評価の基準と共に、その評価方法が設定されなければなりません。これらのことは、平成19年度に公布予定の新しい学習指導要領に、あるいはそれに関する資料等にどのように盛り込まれていくか、注目しているところですが、今後、国や県の動向を見守っていきたいと考えます。

次に、全国一斉学力テストについてですが、これは小学校6年生で国語と算数、中学校3年生で国語と数学を悉皆で調査すると共に、あわせて児童・生徒の生活習慣や学習環境等に関する調査も実施をします。その目的は、児童・生徒の学習到達度や理解度を全国的に把握、検証すると共に、各学校が結果を活用し、教育指導や児童・生徒の学習の改善、充実に役立たせることで、決して、児童・生徒の過度な競争を助長するものではありません。したがって、学校別や個人のデータの公表は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

16番(野並享子君) 市長は、第1点目の自衛隊の速やかな撤退は国政の問題だからということで発言を避けられましたが、こういう問題に対しても、やはり私見を述べる必要があるのではないのでしょうか。野洲市には、自衛隊の基地とか、そういうものはありませんけれども、しかし、滋賀県では饗庭野にはありますし、日本がこういう形で進んでいくということに関しては、心配をしている人たち、また、この野洲市内の中にも親戚等で、また、子どもが自衛隊に入隊をしていっているとか、いろいろな声も聞きますので、世界中が武力でなく、話し合いでもって進もうとしているようなときであります。そういった国際情勢の中での見解が必要ではないかというふうに思いますが、答弁をお願いします。

その次、引き続いての憲法問題も国民投票法案、今、国会にかけられ、問題となっておりますが、本当に先ほど言いましたように、投票率の規定がなく、2割台の、そんな中でも変えていくことができる。しかも、テレビ、ラジオ、新聞、資金力のあるところが一方的な広聴活動というのか、知らずことができるという内容になって、世論を誘導することができる。そういう中で、この投票が行われたとしたならば、本当に真実を知らないままに国民が置かれるというような状況になりますから、やはり、これは本当に重要な国民投票法案というのは、憲法を変えるための布石としての、今、状況になっていきますので、この問題については十分な議論が必要ということをおっしゃいましたが、本当にもう少しいろんな意味で行動が起こせないのだろうか。野洲市でも9条の会がつくられておりまして、いろんな幅広い方々が集まって、9条を守り、世界に広げていくという行動、活動もされているわけですが、こういう問題について市長の見解を求めたいと思います。

予算に関しまして、市長は今後も強く国に要求をしていくということをおっしゃいました。三位一体改革というのは、一番最初の議論のときに、そもそも国が補助金や交付金を削減するために三位一体改革を出しているのだということで、三位一体改革が何も地方の分権のために税源を移譲するような基本にはなっていないということも、もうそのときから議論をしていたと思うのです。結果は、やっぱりそういう状況でした。この先にあるのは、道州制だということもその当時、発言をいたしておりました。国は、もう今度は道州制を視野に入れて県を解体していくということを言っていますので、その路線の線路に乗った、今、状況やというふうに思うのです。それで、今、国に強く要望するということがおっしゃいましたが、そしたら、市長は、今、進めようとしている道州制に対して、どういう見解をお持ちなのか。国に対してどう発言をしようとしているのか、その点をお尋ねいたしたいと思います。

次の、行財政改革の問題ですが、これもどんどんとゼロベースの見直しをしていくという問題であります。この補助金そのものの単独で行われている内容で、本当に小さな小さな部分なのですよ、補助されている単独の内容というのは。そういう小さな単独の金額、何万円単位のさまざまな補助金、いろいろありますが、こういった小さな単独のところも一律に、ゼロベースでというふうな形ではという思いがいたします。例えば、修学旅行の補助金などは、これどんどん削減がされてきたわけですね。全部の中学校の修学旅行の補助金で170万円、小学校の修学旅行の補助金で50万というような本当に小さな全部の子どもたちに対してやったら、もう1万円も補助が出ていないの違うかな。今、どんどん削減がされていった関係で。ですから、こういった部分の一律の補助の見直しというふうなのではなくて、修学旅行の補助金などは金額もふえていっている関係で、ふやしていかなければいけない。補助をふやしていかなければならない、そういうような部分もあろうかと思うのです。こういったことをどういうふうに見直しの中で考えらえるのか。やはり地方自治体というのは福祉を、福祉、教育を充実するというのが私は基本だと思うのです、地方自治体の仕事。役目はそれが基本やと思います。そういう中において、どこを基本においてされるのか、効率とか、効果とか、そういうふうな形で、もうどんどん切っていくというその部分ではなくてというのが必要だというふうに思いますが。質問で言いました市場化テストはやるべきではありませんということをしたのですが、市場化テストに関しては全く答弁の中にはなかったように思いますが、こういった部分の答弁、再答弁お願いいたします。

それと、この問題で民営化の問題で、市民や関係者と協議が整ったところから行うということをおっしゃいました。これはいったい何をしようとしているのか、この行財政健全化計画の中には、公立保育園や学校給食の民間委託というふうなことが具体的に掲げられていっているのですが、この中でどういう形をとろうとされているのか。協議が整ったところから行うということをおっしゃっているのですから、どういうふうな手順でどういうふうにしようとしているのか、明らかにしていただきたいと思います。これは三上で、幼稚園で預かり保育にするという部分も、地元の預けておられる人たちのところに保育園が回って、了解をしてもらって地元を押しつけていったという、そういう経過がありますよね。私らは全然知らなかった。住民の方から、園からこんなこと言われているのだと言って、初めて、ええ、そんなことが起こっているのというふうな状況やったのですよ。そういうふうな意味では、どういうふうにとろうとしているのかということをやっぱり明ら

かにしていかないと、地元が、あのときに通っている子どもの親は全部了解してもらいましたという、そういう答弁やったのですよ、議会で。もうそんな個別折衝で、抑えてしまって、地元説明に入って、親はみんな納得してもらっていますよという、それが市民や関係者との協議というようなことを行政は行われたのですから、私は、これはもうきちっと先に、どういうふうにしようとしているのかということをはっきりと明らかにしていただきたい。知らない間にそういうふうなものが起こっては困りますから。

民意の尊重についても、市長は昨日から協定が存続する限り上程するというふうなことをおっしゃっていますが、しかし、選挙とは別だとおっしゃっても、本当に野洲市民のあの選挙の結果は、無駄な税金をそんなところに、無駄な税金の使い方をするなという、そういう意思のあらわれであったと思うのです。そういう意味においては、市長は、ずっと裏切っておられます。来年度予算に上程されたということで、さらに、県は上程しなかったのに、何で野洲は上程するのかと。もしも進むのだったら補正でも入れられるぐらいのお金でしょう、2,400万円だったら。補正で入れずに当初で入れたというのは、市民のそんな特に利用もしないところに税金を使わないでほしいという市民の皆さんの民意を裏切っているのですよ。そういう私は市民の声というものを真摯に受けとめられない。その市長の民意を尊重するというこのまちづくりの基本条例と、本当に相反することをおっしゃっておられるので、本当にこの問題は来年度予算ともあわせまして、もう一度市民を裏切っている、裏切っていない、その点のところを答弁お願いします。

4点目の同和行政ですが、これはもう本当に野洲は重症だと言わなくてはなりませんね。もう何をどう言ったらいいのだろうという、基本理念そのものが間違っています。基本理念だとおっしゃいましたが。基本理念そのものがもう根本的に間違っている。住民の自立支援として必要なものは行うということをおっしゃいました。今、この湖南省で行われていることをご存知でしょうか。湖南省では、自立支援の制度を受けるために、同和地域の人たちに登録をさすという、そういうような形で人別をする、本当にその同和地域で生まれた、そうなのかという、そういうものが、今、湖南省で行われています。今日の、きのうの新聞だったかな、赤旗に報道されております。新聞に私報道がされましたから、議場で言うのはやめようかなと思ったのですけれども、赤旗で報道されましたから、もうこれは公にしてもいいな思ひまして、そういうようなことが行われているのです。自立という名で。自立という名でそういうような、人別をしていくという、本当に湖南の地域は異常な状況が起こっております。それに、今おっしゃった自立支援として必要なものは行う

と言われたことが、もう引っかかるのですよ、だから。もう早期に個人施策が年次計画で廃止をしていく。もう一遍に廃止したら困られると思うのですよ。ですから、固定資産税やら、保育料の減免のように、10%ずつ10年かけて廃止をしていくという計画を立てられた。その半分でとまってしまったのですよ、50%のところ。ですから、あと5年かけて10%ずつ削減してゼロにしていくという、そういう計画を立てないといけないのですよ。そういうことを行政がやらなければ、できないのです。個人施策をつくっているのは野洲市ですから。野洲市がやらないとできないのです。それを聞いているのですよ。早期に移行すべき、どうするのやと。このご答弁をお願いいたします。

5点目の医療費の無料化ですが、この三方よしということで、ぜひ私は医療費の無料化はしていただきたいというふうに思いますが、1つ、お尋ねをいたします。小学校の歯科治療、私は京都に子どもを生んだとき、小学校に行ったときに、夏休みの前に歯科治療の紙をもらって帰ってくるのです。夏休み中に治療したという判子をもらって学校に持っていくという、そういうシステムだったのです。野洲に来て、同じように持って行って帰ろうと思ったら、お金要ると言われてびっくりしたのです。京都はお金が必要なかったのです。慌てて財布を取りに帰って、お金を払ったのですけれども、野洲の場合、歯科治療のそういった検診を学校ですて、それが治療ができたかどうかというふうなチェックをされていますか。何%、何割治療ができたということをつかんでおられますか。学校で検診されていると思うのです、歯科検診。その受診率、完治、この数字をちょっと教えて下さい。

次に、就学援助の問題ですけれども、この就学援助、今現在、どれだけの人たちが受けておられるのでしょうか。この問題に関しましては、給食費も関係しますし、修学旅行にも関係してきます。給食費の滞納が何人で何%、修学旅行に行けないという子が野洲にいるのかどうか、この問題をお尋ねいたします。地元の業者の育成といたしまして、零細業者はいったい何世帯、何世帯というのか、何業者というのか、どう言うたらいいのでしょうか。数字的につかんでおられるのでしょうか。今、特定事業者になるということをおっしゃいましたが、そしたら、建築関係の零細業者が何件であって、商業関係の業者が何件あってということをつかんでおられるのでしょうか。率を教えてください。

学力テストの問題ですけれども、活用するというをおっしゃいましたが、犬山市の教育委員会では、これはもう本当にだめだということで教育長がおっしゃっているのです。教育長がきっぱりと、これは点数化の集計は避けられず、自治体や学校が序列化される。

現場では正解率を上げるために、そういう教育が広がるので心配、全国一律の調査は地方分権の流れに逆行しているということで、教育長がきっぱりと反対を表明されているのです。この教育長、私は本当に立派だと思うのですけれども、どうでしょうか。教育長の答弁をお願いいたします。

どのように活用するのかというのが、ちょっと本当にちょっと心配なので、もう一度それは詳しく活用方法を言って下さい。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前11時04分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） たくさんの再質問をいただきましたので、抜けないように順次申し上げていきたいと思えます。

自衛隊の撤退についての意見ですが、これはもう先ほど申し上げたとおりでございます。何一つ変わりませんのでご理解をいただきたいと思えます。

国民投票案についても、先ほどお答えを申し上げましたとおりでございます。内容等にはいろいろな投票の年齢とか有権者の範囲とか有効投票の問題とか、議論すべき問題がたくさんありますので、申し上げましたとおり十分な議論をされるべきであろうと、こういうこととおきたいと思えます。

三位一体の改革で要望する、要望するって何を要望していくのか、今、国は道州制を言っているじゃないかと、こういうお話ですが、我々はまだ道州制についての認知度も低いものでございまして、遠い将来のことだと、たちまち三位一体の改革をどうするのだと、これが先決問題だと思っておりますので、これをやっぱり基本的には権限委譲を受けた以上は、税源移譲をもっとやるべきだと。地方が自由に使える金をやっぱり取得すべきだと、こう考えておりますので、その面について国に強く要望していきたいと、こういうふうに思えます。

補助金の見直しでございますが、少額はどうやこうやというご意見でございますが、少額でもその補助の目的や十分な効果が発揮できるものでありましたら、交付もしていかないといけませんし、金額が多いから減らしていこうと、こういう1つの論点ではないと思えますが、まして、修学旅行の個人的な補助についてということでございますが、これが

補助金となりますと、そういう対象になるのですが、私たちが申し上げます子育て支援事業の中の1点という解釈になれば、それはそれなりの支援もできるのじゃないかという見方も私は持っております。

それと、民営化の中で、市場テストについてということですが、これは私、民営化、いわゆる公設民営化は、私の得手とするところでございますが、このことについては前回の田中現議長からの質問があったときには、今は考えてない、国、県の動向を見てからというお答えを申し上げますとおりでございます。それと、民営化の中で三上保育園と幼稚園の問題であったということなのですが、これは十分にお話し合いをしましたので、私、それ以上の内容はわかりませんが、もし、これ以上のことを答えとおっしゃるんでしたら、教育委員会の方でお願いしたいと、こう思いますが、100%合意が整うということは、これはないと思いますので、一定の合意形成が成り立ったときには、やっぱり民営化もやっぱり図っていかないといけないだろうと、そんなふうに思います。

民意の尊重について裏切っているじゃないかと、こういう発言でございますが、私は、市民の皆さんを何一つ裏切ったことはございませんので、ご理解をいただいております。ただ、内容については、昨日の質問にもございましたとおり、お答えしたとおりでございますので、ご理解をいただいております。

同和行政についての中の人権教育についていろいろお話がございましたが、やっぱり人権教育そのものはやっぱり市の大きな基本的な理念として取り組んでいこうと、こういうふうに考えております。

個人施策については、私、昨日もこれは触れました。野並さんは年次計画を立てて云々と、こういうことで非常にもう幅のある意見を出していただきましたが、我々はそれよりも実態に即したことについて、行政改革あるいは財政健全化改革の中のやっぱり1つの議論もしていかないといけないだろうと、こういうふうに思っております。

それと、医療費については、これは今のところではそういう考えがございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 再質問の中で、全国一斉学力テストに関わりまして、私の方からは答弁をさせていただきます。

どこかの教育長さんは、拒否をされてご立派やということでございますけれども、私は

そうは思いません。私は来るなら来いと、こういう立場でございまして、結果がどう出るかわかりません。よい結果になるのか、悪い結果になるのか、これはテストの結果を、これは今のところわかりませんが、私はそれをとらえて、さらによくするにはどうするのか、よくてもさらによく、悪くても、もちろんよくするにはどうするのか。これは、きちんとした分析をしなければいけません。そういうチャンスにしたいのですよ。結果を分析をしまして、そして、向上策を練る。例えば、学校でしたら、まずは、学級としてどうするのか、学年ではどうしようか、学校での学力向上対策をどうするのか、そういうような取り組みに発展していきたくて、そういう指導したいと、こういうふうに思います。それから、個別のデータが出ますよね、名前書くのですから。これも同じように、やはり子どもの個々の生活であるとか、学習の方法であるとか、障害の問題もありますね。特別支援が必要な子もあるわけですから、そういうような、やはり個別の現状分析をしまして、そして、保護者のやはり了解をとらなければなりませんよね、保護者も。一緒に家で、家庭学習をどうしようかとか、そういうように個別のデータを十分に活用いたしまして、個々の子どもたちの学力向上にぜひともつなげたいなというふうに思います。私が学校現場におりますところですけども、放課後に学力の十分でない子を希望で残しまして、地域のおばあちゃん先生に来ていただきまして、そして、個別指導をやりました。今も続いています。そして、子どもたちの顔を見ていますと、ああ、わかったと、このときの目の輝きが違うのですよ。おばあちゃんにとっても仲よくなります。たまにはプレゼント交換もしています。そのように、底辺の子どもたちが個別で集団の中では十分勉強ができない、わからないのだけれども、個別にそういうような手当をすることによって、目の色が変わる。生活も向上します。そういうふうにはぜひともつなげていきたいな。

それから、もう一つは、その背景、ただ教える、勉強をするだけではなしに、勉強するには気力、体力が必要なのです。やる気、体力がないとだめなのです。したがって、これはスポーツ、体を鍛えること、文化活動も、そういうこともやりながら、勉強だけじゃだめなのです。総合的に、全人格的に向上をさせていくというようなことに活用していきたい、そのように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 代表質問で再質問がございました。就学援助制度の改善についてお答えを申し上げたいと思います。そもそも児童・生徒就学援助費給付制度につきまし

ては、援助する経費としてそれぞれには限度額がございますが、学校給食費については実費給付、また医療費につきましては歯科の齲蝕などの学校病の治療に関わるもののみとしております。また、修学旅行費については実費の給付、学用品費といったものなどになってございます。そこで、就学援助費の受給者数、何人が受けているのかというご質問でございますが、受給者数は250名でございます。全児童生徒の5.7%に当たります。また、給食費の滞納者とはいうことでございますが、今申し上げました援助費で支給されておりますので、受給者の中では該当者はおられません。また、修学旅行に行けない子どもは何人おられるのかと、こういった質問でございますが、全員が修学旅行に行っていると、このように聞いております。

さらに、学校での歯科検診の結果などの完治率についてのお尋ねでございますが、これらにデータにつきましては、各学校で把握をしております、教育委員会では把握をいたしておりません。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 野並議員の再質問にお答えいたします。

零細業者の数についてのお尋ねがございました。市内の事業者数でございますが、平成13年の事業所、企業統計調査によりますと、非農林水産業の事業所の数が1,930市内にございます。うち従業員が1人以上というふうになっておりますところが1,909社でございます。この1,909社を従業員数別に分けると、30人以上、もうかなり大きなところが124社、10人から29人の会社が277社、10人いないところ、ですから9人以下の会社が1,508社という数字でございます。ちなみに当市の最新のタウンページで住宅リフォームで掲載されている会社は21社でございます。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

16番（野並享子君） 学力テストの部分ですが、結果を見て、さらに分析をして向上策を練るといふ、これはやっぱり結局競争なのです。必ず一番上の学校から一番下の学校まであります。どこまで上がるのかと言ったら、やっぱり一番上までを目指すということになるのです。学力テストを行っている東京で習熟度別の中学校でされているところは、もう学力が。

議長（田中栄太郎君） 質問時間がまいりましたので、質問を切ります。

16番（野並享子君） やめるべきだと思います、学力テストは。

議長（田中栄太郎君） 次に、豊政会、第6番、藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 豊政会、政務会長の藤村でございます。豊政会を代表いたしまして、市長、教育長に質問をさせていただきます。

合併後、野洲市も3年目を迎えますが、昨年5月に人口も待望の5万人を超え、名実共に市として堅実な歩みを続けています。昨年、全国高等学校サッカー選手権大会で全国制覇の偉業を達成されました野洲高校サッカー部は、本年も新年早々に全国高等学校サッカー選手権大会に出場され、その健闘は全国に対して野洲高校サッカーだけでなく、広く野洲市をアピールしていただいたこと、野洲高校イレブンを応援していた野洲市民にとって大きな喜びとなりました。子どもたちにも夢や希望という大きなプレゼントをいただき、市民挙げて感謝をするものであります。

新市発足以来、新市のかじ取り役として、市長は旧両町の融和を第一に市政を運営され、人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会の実現に向け、鋭意お取り組みいただいていることに敬意を表するものであります。本年は市長の申されるように、多くの計画を実行に移し、議会も共に本格的な野洲市のスタートの年にしてまいりたいと考えております。

さて、昨年6月21日、北海道夕張市の財政破綻による再建団体の指定申請は、大きな衝撃であります。夕張市の人口は昭和35年には11万6,908人を数え、当時は約20の炭鉱があり、炭鉱ごとに炭鉱街があり、にぎわっておりました。坑内労働者の賃金は高く、炭鉱街では住居費や光熱費はすべて会社持ち、職を求めて多くの人々が夕張に入ってきましたが、炭鉱が閉山すると人口は激減し、現在は1万3,000人を切っております。ピーク時の約10分の1で、すでに第3セクター職員が解雇されました他、市職員的大幅削減も予定されており、再建団体入りで一層の人口減が予想されます。昭和49年のピーク時には、市職員は799人おられましたが、平成15年には312人と半分以下に削減しました。平成14年には行財政正常化を取り組んでいこうということで、55歳での職員給与の昇給停止、敬老祝い金の削減、各種補助金の見直し、いろんな取り組みを進め、新たな正常化対策をしようとした矢先に再建団体の道を選ぶことになったもので、市幹部職員は観光施策の拡大路線に批判の声もあったが、炭鉱労働者の雇用を確保するために、他に産業はなかった。夕張を何とか再生したい思いからだったと、唇をかみしめているという言葉は、財政の硬直化が進む本市にとっても決して他人事ではありません。我が

野洲市がこのような困難な事態に直面しないように、限られた財源を効率的、効果的に配分し、発展著しいこの湖南地域で勝ち組に残れる市政の運営を望み、質問に入らせていただきます。

まず1つ目は、行財政改革でございます。市長は今議会に一般会計総額163億6,300万円の平成19年度予算を提案されました。この予算は昨年度と比較しますと各事業の見直しや人件費の削減など、創意と工夫を凝らして14.2%減の予算編成を進められており、市民要望や増大する福祉需要に対しても、一定対応されたご苦労はしのばれますが、市民からはすべてをカットしたマイナスの予算としか見えず、希望にあふれたものになっていないことは非常に残念に思っております。

歳入の面では、市税が7.2%増加しているにもかかわらず、所得譲与税の廃止、恒久減税の廃止、地方交付税の削減などにより、今回の予算も起債金額14億1,070万円、基金からの繰り入れは9億1,500万円となり、今年度も借金と貯金の食いつぶしの予算編成となってしまいました。野洲市の市債残高は特別会計もあわせると、見込みですが476億2,000万円、市民1人当たり直しますと95万円になっており、起債の金利が上昇すると大変な状況になりかねません。市長は、行政改革大綱、財政健全化計画を市民に示し、この著しい環境変化に対応するために、行政を経営的視点から見直すと述べられておりますが、今年度予算からは何うことができませんでした。もちろん、市長や行政だけでなく、議会も市民も本音の部分では痛みを伴う改革は避けたいというところがございます。人件費のカットや無駄な公共事業の停止、このような訴えも。じゃ、無駄とはいったい何か。どの程度まで改善するのか。裏づけのない議論でしかなく、情報公開が全くのうわべだけで将来展望を語らず、危機感を欠くということになりますと、市民にも、職員にも痛みを伴う、言わば外科的手段は財政再建団体転落というぎりぎりの状況に追い込まれない限り導入できない。難しいものであります。

そこで、分権と財政危機の現状では、地域の発展と住民の生活向上に貢献する重要な課題であります。そのためにも、市長は困難な状況であっても行財政の見直しと公務員、市役所改革について蛮勇を振るっていただきたく、市長の所見をお伺いします。

まず1点目が、行政評価の確立についてです。

2点目、中長期計画の見直しについて。

3点目、職員の意識改革について。

4点目、組織改革について。

5点目、9月に開業が予定されております給食センター、この運営体制は直営にするのか、指定管理を行うのか。

この点についてお尋ねします。

次に、教育についてお尋ねします。

安倍総理は、美しい国をつくる上での基盤は教育だ、志ある国民を育て、品格ある国家、社会をつくっていかねばならないと述べられ、公教育の再生を重点課題として取り組もうとされております。公教育の再生を目指す総理直属の諮問機関、教育再生会議では、ゆとり教育の見直し、事業時間の増加、不適格教員の排除、教育委員会改革などが提言され、中央教育審議会の議論も始まっているところです。いじめを苦しめた小中学生の自殺も激増しております。公教育の再生は保護者の願いであります。公教育の再生には、学力に加え、規範意識の育成も大切であります。野洲市でも小学生が教師の指示に従わない、学級崩壊に近い状況があることも報告をされております。この背景、いろいろあると思うのですが、大人と子どもを対等に扱おうとする誤った教育観の影響もあるのではないかと、戦後教育のゆがみを正さなければ将来の日本や地域は暗澹たるものになると考えております。

OECD・インディケータ2006年版が発表されます。世界各国の公立校の年間授業時間の平均704時間あります。メキシコとアメリカ、1,000時間強、日本は543時間、非常に少ない時間数であります。大きな幅があります。また、少人数学級の問題もいろいろ議論をされておりますが、学級規模と学力の面の調査では、結果は少人数ほどよいとは限らないとの報告もあり、公教育の進め方について再検討する必要があります。野洲市でも、子どもたちのいじめ、暴力、不登校など、保護者にとっては子育てに不安がいっぱいあります。子どもたちの安全が脅かされている中で、放課後の安心、安全な子どもたちの過ごし方も保護者は強く望まれています。

以下、6点の質問をさせていただきますので、課題によって教育長だけでなく市長の所見もお伺いします。

- 1つ、学校の安全、通学路の安全について。
- 2つ、学力向上とゆとり教育について。
- 3つ、教職員の資質向上について。
- 4つ、いじめの根絶の対策について。
- 5つ、放課後子ども教室の運営について。

ちょっと6つ目、長くなりますので読ませていただきますが、本年11月に第1回全国ふるさと富士サミットが開催をされます。参加者の多くがこの野洲の銅鐸を見ようと、銅鐸博物館にお越しになると思います。銅鐸博物館は、昭和63年11月にオープン以来、生涯学習の時代の到来と共に、保存、展示の殿堂というだけでなく、内容や機能を社会的環境の変化に対処しながら運営されてまいります。来年度は開館20周年を迎えます。入館者数は減少傾向にあり、原因はハード面の建物施設、展示施設などが開館以来一度も手直しされず、老朽化、陳腐化が進み、リピーターの獲得が困難になるなどで、早急な対策が必要ですが、ソフトの面でも、いま一度活性化について考えていくべきです。全国の博物館では、市民が博物館を舞台に活躍する姿が全国各地で見られ、先日、会派で研修に参りました大江戸博物館でも、利用者の案内はボランティアさんが取り組まれておりました。このように、全国各地で市民参加の活動理念から、市民が博物館の利用者としてだけでなく、協力者、支援者として多くの関わりをしておられる実績が報告をされております。博物館は、収益施設ではなく、文化や教育行政のコストは費用対効果を数字に示しにくく、財政のみの観点で指定管理を考える前に、まず、市民が博物館の運営に参加、それを舞台に市民同士が交流する博物館運営が望まれます。

博物館の件について4点お伺いします。

- 1つ、博物館設置の目的と成果について。
- 2つ、友の会、協力員制度の概要と成果について。
- 3つ、指定管理者制度の是非について。
- 4つ、リニューアルまでの入館者増員対策について。

続きまして、福祉についてお伺いします。

医療制度改革大綱に基づき、持続可能な医療保険制度を目指す目的の1つとして、75歳以上の後期高齢者全員が加入する公的医療保険制度が新たな独立型の健康保険として20年度からスタートします。医療制度改革が重要さを増し、年々膨れ上がる医療費給付の抑制は喫緊の課題になっています。後期高齢者医療制度は、国民健康保険会計の改善には寄与するでしょう。しかし、保険料を月額、全国平均で6,200円程度になると思いますが、加入者全員から徴収をする、窓口負担の増額なども検討されているということで、高齢者の自己負担をふやすことは間違いなく、高齢者の医療の質を下げないようにするための具体案や国民の健康水準を不備のないものにする、このように期待するところであります。特に、高齢者の社会的入院は、療養病床では医療を、医療依存度の低い患者は老人

保健施設やケアハウスなどの介護保険を利用するなどの医療と介護の受け皿をしっかりとつくるネットワークが急務です。

そこでお伺いします。

1つ、野洲市では医療介護政策の多くを全国に先駆けた体制をとってきました。医療救急の広域での救急輪番制度は、二次救急として野洲病院が位置されていて、大いに野洲の安心につながっております。地域中核病院として、医療体制を受け持つ野洲病院の位置づけは重要ですが、昨今の医師不足、看護師不足で小児科の日曜診療休止や産科分娩施設の不足など、深刻な問題が表面化してきています。また、長期入院問題などの解決のために、急性医療施設、健康診断施設は集客力の高い利便性のよいところに新築移転、既存施設は高齢者の収容施設に変換し、市内の老人福祉施設などとネットワーク整備を図る必要があります。高齢者医療については、国策で介護療養病床が廃止されることから、その不足が予想される収容施設についても対策が急がれます。野洲病院に対する役割と求める内容について市長の見解をお伺いします。

また、文教福祉委員会で研修に参りました長野県佐久市は、男性、女性とも平均寿命が長く、介護が必要な高齢者が少なく、老人医療費も低く、健康な高齢者が多い健康長寿のまちであります。これは、佐久市がまちを挙げてP P K運動、ぴんぴん生きてころりと亡くなるという、この健康づくりに取り組んでおられる成果であります。野洲市でも、生活習慣病対策、高齢者の寝たきり予防施策は市が行政、医師会、病院などといったいになって取り組むべきと考えておりますが、市長の考えをお伺いします。

続きまして、2点目、平成18年4月及び10月の2段階に分けて施行されました障害者自立支援法により、福祉の枠組みが劇的に変わります。厚生労働省は、激変緩和策として、平成18年度の補正予算で障害者自立支援対策臨時特例交付金を実施する案を、各都道府県に通知しました。地域における障害者に対するバリアフリーを一層促進するため、自治体や関係機関に情報支援機器等を整備し、視覚障害者や聴覚障害者等への情報支援の充実を図ることを目的として、視覚障害者等への視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業も10分の10の補助で、その中に位置づけられ、3月中の申請と聞いています。

これについては、公明党でもおっしゃいましたので、省きますが、この公共機関への導入に向け検討をするべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

3つ目、放課後子ども教室と関連しますが、学童保育についてお伺いします。小学生を持ちながら働く保護者の就労支援のため、野洲市では学童保育の充実を図ってまいりまし

た。しかし、年々入所保育児童が増加し、このままでは小学校の児童数と同じだけの定員を抱える学童保育所が必要になるのではとさえ思える状況で、受益と財政との兼ね合いから、豊政会では、すべての要望に応えることは適当でなく、放課後子ども教室との連携を図るべきと考えています。市長は、学童保育の運営は、小学校1年生から3年生までとの方針を12月議会で申されましたが、今後の学童保育所のあり方について、市長の見解をお伺いします。

次に、4つ目、総合計画基本構想、国土利用計画について。

合併により誕生した野洲市は、「小さくとも自立する新市の創造」を目指し、昨年5月には人口が5万人を突破しました。市長は施政方針で、昨年は人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会の実現に向け、まちづくり基本条例、総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画など、まちづくりの骨格となる重要な条例や計画づくりに取り組んだまちづくりの土壌づくりの年であり、いよいよ今年はいよいよこれらの計画を実行に移す年との決意を表明されました。両計画とも議案として挙がっておりますので、詳しくは尋ねませんが、国、県の動向、不確定な要素も多い中で、夢のある計画を提示し、野洲市の均衡ある発展を期待したいものであります。

例えば「ふるさとの景観と保全と創造」では、誇るべきふるさとの景観を守り、育てるためにも、電柱の地中化の推進をうたう、このようにふるさと野洲市を醸成していこうという中で、野洲市に生まれてよかった、このまちに住んでよかったと言える市民をふやすべきですが、以下について市長の見解をお伺いします。

1つ、まちづくりには野洲ブランドの構築が必要であるが、総合計画基本構想での野洲ブランドとは何か。

2つ、旧野洲町での総合計画で検討されていたにもかかわらず、サブゾーンの整備開発はいまだ実施されておられません。このような中で、新たな上屋地先の新駅設置の実現性は。

3つ目、篠原駅の改修は22年度を目処に近江八幡市、竜王町との2市1町による篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会で進められております。篠原駅舎及び広場、アクセス道路について駅舎現在位置での変電所移設、また、変電所据え置き、この両案が出ておりました。両案について設計業務を近江八幡市、野洲市、竜王町それぞれが5対4対1の負担割合とするとの確認で業務委託契約も締結され、前向きに進んでいると認識しております。しかし、その後第3案が出てきているとのことも仄聞いたしますが、私ども豊政会では、現在、2案の中で進め、今後の工事費等の負担割合については駅位置やそれぞれの市民の

受益の割合等を勘案いたしまして、近江八幡 6、野洲 3、竜王 1 の負担割合に変更すべきと考えています。野洲市として、どのような考え方を持って今後の協議に臨むのか、お教え下さい。

4 つ目に、国土利用計画の中で、近江富士団地の対策を考えるべきではないかというふうに思っています。近江富士団地では、65 歳以上が 50 % を越える限界集落になるおそれもあります。対応が必要ではないでしょうか。

次に、道路整備について具体的にお教えいただきたいと思います。

6 番目、まちづくりの土台となる人権と環境、これをまちづくりにどのように反映するのか、その具体策をお教えいただきたい。また、同和問題、琵琶湖水環境の取り組みについてお教えいただきたいと思います。

次に、農業について質問します。

平成 17 年 10 月、国では経営所得安定対策等大綱を決定されました。内容は、平成 19 年産から品目横断的経営安定対策を支柱として、表裏一体をなす米政策改革推進対策、その車の両輪に位置する用地水環境保全向上対策の 3 本柱で構成されております。野洲市の 19 年度予算でも、環境保全向上対策には、2,300 万円が予算化されております。組織数、構成員、対象面積、市独自の支援策、職員の指導、相談体制、五つについてお伺いします。

次に、認定農業者集落営農組織への品目横断的経営安定対策として、市の支援策、設立直後の集落営農組織に対する職員体制、相談、指導対応についてお伺いします。また、国は担い手育成・確保支援対策として、176 億円の新規事業を組んでおります。情報を早期に入手し、早期に手を挙げ、計画を立てることが重要であります。新規事業は早いもの勝ちとなることも多く、市から速やかに農業者に情報を流し、積極的に取り組む心構えが必要です。市長の見解をお伺いします。

次に、新たな合併についてお伺いします。

要望しております（仮称）湖南東近江広域幹線道路計画の策定により、野洲市と竜王インターチェンジを結ぶゾーン開発が可能となりますし、また、希望が丘の再生、有効活用を検討いたしますと、交通インフラの整備により竜王町との広域合併による新しいまちづくりの夢が広がります。竜王町は豊かな自然と歴史を持ち、人にやさしい、緑豊かな自然に恵まれたロケーションを有する地域です。また、竜王町の歴史は古く、町内の各集落には数多くの社寺、史跡、建築物、文化財が豊富に残されており、野洲市と似通った DNA

を持ったまちと言えます。

また、野洲市にはない名神高速道路竜王インターチェンジを有する自動車交通の拠点でもあり、野洲市からは（仮称）湖南東近江広域幹線道路計画が完成すれば、10分から20分で竜王インターチェンジに到着し、高速道路を利用すれば京阪神や中京圏へ1時間余りで移動可能という利便性に恵まれております。さらに、竜王町は農業が基幹産業で、まちの平野部の大部分は農地で、良質米の生産地であり、観光果樹園や近江牛などの畜産も盛んです。農村地域であった竜王町は、60年代以降、自動車、樹脂、食品加工、印刷などの工場事業所が立地して、県下有数の工業生産地域となり、町の財政力豊かであり、大きく変貌を遂げております。自然、歴史遺産、交通の利便性などから、最近でもインターチェンジ周辺にゴルフ場だけでなく、大規模なアウトレットモール開発の動きがあるなど、観光やリゾート地域としても大きなポテンシャルを有した地域となっております。

一方、竜王町はJR沿線から離れております。このため、通学通勤に篠原駅、また野洲駅を利用する竜王町民の方も多く、竜王町民の方々からは野洲市に大いに親近感を持っていただいております。このように、住民性をはじめ、すべてに共通する土壌を持つ両市町が、互いの足りない部分を補い合うことで、6万3,500人のすばらしい新市が誕生するものと考えております。竜王町との合併については、旧野洲、中主2町の合併協議の段階で、竜王町から旧野洲、中主2町との合併申し入れがあり、そのほぼ同時期に、先に申し入れのあった近江八幡市からの合併申し入れに対し、湖南地域での合併協議を優先するためお断りをいたしました。このため、同様に竜王町にもお断りをし、不調に終わっているという経緯があります。これらの状況を踏まえ、竜王町の合併について、また、希望が丘の再生、有効活用について市長の所信をお伺いします。

最後に、まちづくり基本条例についてお伺いします。

市長は、今議会によりよい協働のまちづくりを進める上での基本的な判断や行動の基準、また、市民や市の役割など、まちづくりの理念を明文化したまちづくり基本条例の制定を提案され、この条例の制定により野洲市としての一体感を醸成し、ひとりひとりの知恵や力が生かされ、「ほほえみ ときめき」に満ちたまちづくりを目指し、一步一步着実に取り組んでいくと申されました。今回の提案は、私ども豊政会にとっても合併後の野洲市のまちづくりの方向を決めるものとして大いに期待をしているところです。市長は検討委員会が内容を検討されている段階から節目、節目で議会にも意見を伺う、また、答申を受けた段階では、議会の関係する箇所については相談して決めると約束をされておりましたが、

会派ごとに今回の提案内容の説明をされただけであります。まちづくり基本条例はみなでまちの運営を決めるためのルールや仕組みづくりであるため、何よりも透明性の高いものでなければなりません。よりよいまちづくり基本条例の策定に向け、付託された委員会で慎重審議されると思いますが、今後は趣旨を生かすまちづくりを進めていただくことをお願いして、市長の見解をお伺いします。

1つ、自治基本条例の制定は市長の選挙公約でありましたが、なぜ条例制定を市民に約束されようとしたのかをお伺いします。

2つ、まちづくり基本条例が制定された後、市長は野洲市のまちづくりにどのように生かそうと考えておられるのかお伺いします。

以上、よろしく願い申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

教育長（大堀義治君） きのうのネットワーク野洲代表質問での鈴木議員に対するお答えの中で、指導力不足の教員について述べさせていただきました。が、現在、審査中でございます。確定をしたような話を申し上げましたけれども、こういうような事情で、本市における指導力不足教員に関わります話の部分を削除をさせていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いします。

それから、もう一つでございますが、共産党代表質問での野並議員に対するお答えの中で、子どもたちが教えてもらって目の色を変えてというふうに表現をいたしました。子どもたちの学びの様子を表現をしたわけですが、目を輝かせてに訂正をさせていただきます。

それから、同じ回答の中で、おばあちゃん先生と述べさせていただきましたが、誤解を招く表現でありますので、教職をご退職された先生というふうに訂正をさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 豊政会を代表されまして、藤村議員のご質問にお答えをいた

します。なお、教育委員会部分については教育長の方から答弁を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

第1点目の行財政改革についてでございますが、まず、行政評価の確立についてでございますが、本市は、行政評価制度を市民ニーズや社会的な要請に的確に対応した行政運営を図るためのマネジメントシステムとして位置づけをいたしております。平成18年度は、平成19年度の予算編成方針の策定につなげた施策評価や事務事業の充実強化の必要性も含めて改善事項の検証を実施し、一部予算にも反映を図ったところでございます。来年度については、施策や事務事業について評価作業を繰り返して、新たな課題の検証に努めると共に、継続課題については引き続き管理し、改善の具現化を進めるものであります。

そのために、行政評価制度そのものについても外部評価を導入し、内部評価の精度を高めてまいり、他、例規化して明確に位置づけを行うなど、制度としての強化を図るものでございます。この部分については午前中の公明党の質問にもお答えを申し上げたとおりでございます。

次に、中長期の計画の見直しについてのご質問でございますが、昨年の5月に議員の皆様にお示しをいたしました中期財政見通しは、平成17年度の決算見込み、平成18年度当初予算ベースで試算をしておりますが、既に作成後相当の期間が経過しており、また、財政の健全化に向けた取り組みもスタートしていますことから、早急にそのシミュレーションを最新の状態に置き換え、試算をしてみたいと考えております。

また、財政健全化計画は、平成22年度までの計画となっておりますが、今後、情勢の変化等により、必要に応じて見直すこととしておりますことから、PDCAサイクルによる検証を重ねた上で、その時期を見極めてまいりたいと考えております。

続いて、職員の意識改革についてであります。行政改革大綱におきましても、地方分権時代に対応のできる職員を育成することは、最重要課題として位置づけております。危機意識の構築はもちろんのこと、大綱に記載しておりますとおり、職員研修の充実や自己改革、士気の高揚、改革姿勢の強化に向けた条件整備をしてみたいと考えております。

また、組織改革についてであります。これからの厳しい地域間競争を勝ち抜き、市民サービスの質を向上させていくためには、行政を経営的視点から見直し、限られた人材や財源を最大限に活用しなければなりません。また、市の関係や団体、企業など、多様な主体との間での新たな役割分担や協働を一層進めるためにも、これまで以上に市民の視点に立って、市政の重要課題に的確に対応できる柔軟で効率的な組織となるよう、改革してい

かなければならないと考えております。このため、条例制定後、今年の10月を目標に組織の見直しを行ってまいりたいと考えております。

最後に、学校給食センターにつきましては、まずは、今年9月からの全小学校中学校での完全給食を直営でしっかりと立ち上げていきたいと、このように考えております。

続きまして、3点目の福祉についてお答えを申し上げます。

まず、はじめに、野洲病院に対する役割と求める内容についてお答えを申し上げます。

まず、野洲病院に対する役割についてでございますが、野洲病院は、開設以来、市民の生命を守るため、安全、安心の医療提供に奮闘され、地域における中核病院としてその役割を担ってこられました。しかし、ご存知のとおり、戦後60年、団塊世代が大量に定年を迎える時期が迫りつつあります。日本の医療制度は、高齢社会を向かえ、将来、持続可能な制度にするため、今日までさまざまな改革を重ねてきました。そのたびに野洲病院は地域の医療ニーズに応えるべき病院改革に果敢に取り組んでこられ、旧町時代より医療は公的な要素が高いことから、議会と協議をしながら必要な支援を行ってまいりました。少子高齢化が急激に進む本市においても、今般、上程の総合計画の基本目標であります人々が支え合う安心なまちづくりの具現化に取り組む時期であると考えております。野洲病院の将来構想についての具体策は、市行政の関係部と病院幹部等で構成する地域医療推進委員会において野洲病院の将来構想について現在、検討をしているところでございます。成人の生活習慣病対策や、平成23年3月には廃止される予定になっております療養病床の問題は、当野洲市においても喫緊の課題であり、早期の解決を目指さなければならないと考えております。今回の主たる論点としましては、野洲病院の運営理念である一人ひとりに喜んでいただける病院経営を目指して、新築移転についてであります。具体的な構想は今後の議論になりますが、地域に密着し、誰もがいつでも安心して、医療、介護や健診及び保健指導が利用できる包括的な保健、医療、福祉センター構想が必要であると考えております。これを具体的に述べますと、生活習慣病検診を主体とする健診センターを併設した急性期医療を行う施設を新築することや、また、高齢者を総合的に受け入れられる収容施設として、高齢者収容施設やリハビリステーション、在宅医療支援センターとしての現在の施設を再構築させることも具体的な施策として考えております。

いずれにいたしましても、平成24年の療養型病床の廃止までには整備計画を終了していくことが高齢化社会を乗り切るための施策と位置づけております。今後も病院の主体性を尊重しながら、野洲病院が早期に具体的な構想を示せるよう、プロジェクトチームを新

たに市役所内に結成をさせまして、これをもって地域医療推進委員会へ提案を申し上げ、早期に実現に向けた支援と協力を努めてまいりたいと考えております。

次に、生活習慣病対策、高齢者の寝たきり予防対策についてでございますが、本市では、介護保険法の一部改正に伴い、平成18年度から保健・福祉サービスの拠点である野洲健康福祉センターに地域包括支援センターを設置し、より連携のとりやすい体制として要介護状態となるおそれのある虚弱な高齢者を対象に、運動器の機能改善あるいは認知症予防等のための介護予防事業を実施をいたしております。この介護予防事業の対象となる特定高齢者把握のため、地域の医療機関で実施をしている基本健診ですね、通称はつらつ健診と申し上げておりますが、において生活機能評価を実施し、早期に把握するよう努めているところでございます。

また、生活習慣病予防に関しては、平成20年から疾病予防の重視と医療費適正化の観点から、特定健診保健指導を医療保険者が実施することとなります。その準備として国の助成事業であります国保ヘルスアップ事業に取り組んでおります。

今年度につきましては、国保の医療費や健診受診状況等のデータの現状分析を実施いたしました。その結果をもとに生活習慣病予防のための事業を平成19年度から取り組んでまいります。今後とも、寝たきりゼロを目指し、寝たきりの最大要因であります生活習慣病対策と、元気で長生きのできるまちづくりに向け、地域住民を主体に引き続き取り組んでまいります。

次に、2点目の視覚障害者等に情報機器の整備についてでございますが、これは公明党の代表の方の質問でもお答えを申し上げましたとおり、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業の活用によりまして、情報機器を市の情報コーナーなどに配置するなど、視覚障害のある人たちなどに多くの情報が提供できるよう取り組みを進めると共に、公共的機関へも啓発を行い、情報バリアフリーを一層推進してまいります。

次に、3点目の学童保育についてのご質問でございますが、本市では、保護者の就労と子育ての両立支援として、学童保育所を実施をしております。平成19年度の入所者数申し込みは、平成18年度の1.2倍に当たります659人の申し込みがあり、今後の保護者の就労状況やマンションの建設、宅地分譲の計画などを考慮しますと、議員ご指摘のように、小学校の児童数と同じ定数の学童保育所が必要になってくると推察ができます。

このことは、全国的にも同様の状況にあり、国において教育委員会と福祉部局とが連携

を図り、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業を一体的に連携をとりながら実施する総合的な放課後対策、これは放課後子どもプランと呼んでおりますが、を創設することとして、その必要経費を平成19年度予算にも計上をされております。

本市においても、両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を教育委員会において設置をし、ご質問の学童保育所の対象児童については、この委員会で協議をいただいきたいと考えております。

続いて、第4点目の総合計画基本構想、国土利用計画についてでございますが、まず、野洲ブランドについてでございますが、今まで人権、環境を土台にした協働によるまちづくりを提唱し、推進してきましたが、まちづくり基本条例の制定により、このことがさらに加速することと考えております。従いまして、第1点目としては、協働のまちづくりを野洲のブランドとして今後も推進をしていきたいと考えます。

2点目につきましては、都市形成に係る将来像については、庭園的都市空間の形成を計画的に進めることといたしています。これは、公園よりむしろ日本の美意識がはぐくんだ庭園の強調美を理想として、すばらしい自然の景観に溶け込み、生きる都市形成を進めてまいりたいと思います。

次に、新駅設置の実現性についてでございますが、JR野洲駅・篠原間の新駅設置については、新たな駅勢圏として大規模な開発を伴う一大事業でありまして、市民の皆さんの十分なお理解が必要と考えておりますので、平成15年度、旧野洲町で実施をいたしました新駅設置可能性調査の結果を踏まえながら、設置場所の選定も含めまして、まずは機運の醸成に努めるべきであると考えます。なお、辻町周辺のサブゾーンの開発につきましては、排水問題が大きな課題であります。当該区域の土地利用の内容により排水計画が異なることから、当該区域の土地利用計画が明確になった時点での検討が必要と考えております。

次に、篠原駅の改修であります。篠原駅の改修につきましては、現在、駅舎や駅前広場の形状及びアクセス道路の形態について素案を固めている段階であり、今後はJR西日本と協定を結ぶべく協議を進めていきたいと考えております。

また、駅舎の移転プランの提案もありましたが、これについては3市町合意の経過、現在の状況、課題解決に向けた今後の時間的制約も含めると、検討を進めることは考えておりません。なお、負担割合については3市町で基本的に合意はいたしておることもあ

りますが、アクセス道路の形態や駅前広場等の周辺整備の内容が明らかになれば、その効果等をかんがみ、3市で協議、再検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、野洲市の負担に対し、その費用対効果が大幅に上回るよう、周辺整備計画を検討していきたいと考えております。

次に、国土利用計画についてでございますが、近江富士団地は、1区画当たりの面積も比較的広く、野洲川や三上山などの自然環境にも恵まれており、住宅地としての条件は良好であります。国道8号線の渋滞が原因で交通の利便性が開発当時に比べて悪くなっており、働く世代が求める住宅としては不利な状況にあります。その結果、利便性を求める人が転出されたり、世代の交代が進まず、高齢化が進行するという悪循環が生じているのではないかと考えられます。近江富士団地につきましては周辺を含む交通の利便性が確保されれば魅力ある住宅地として再び評価され、若年層の定着や新たな転入に結びつくと考えております。既に完成された住宅団地でありますので、再開発のようなハード整備ではなく、住宅団地自体が持っている潜在的魅力を引き出すことにより、対策を図るべきであるべきと考えております。いずれにいたしましても、一刻も早い国道8号バイパスの完成を望むものであります。

次に、道路整備についてのご質問でございますが、総合計画においては道路整備に関しましては、あらゆる移動手段について快適で安全な移動のできる道路整備を目指すこととしております。しかしながら、現状は国道8号の渋滞が原因で、特に、朝夕には市内各所で交通渋滞が見られる状況であります。この状況を改善するには一日も早い国道8号バイパスの完成が必要であり、目下、事業化に向け鋭意努力を重ねているところであります。

次に、湖南幹線ですが、現段階では家棟川、これは比留田地先ですが、から守山中主線までの約2,900メートルの整備を目標としております。市道西河原童子川線から野洲中主線の間、約400メートルでございますが、これにつきましては工事が完了をしておりますが、現在、県では標識や信号など、供用開始に向けて必要な施設の整備に係る協議を公安委員会と行っておられます。供用開始時期は平成19年度に入ってからになると思われませんが、市といたしましても、できるだけ早く供用開始となるよう要望をしているところでございます。なお、工事未着工区である西河原から比江地先に向かったの区間についても早期に整備をしていただけるよう県に要請をしております。

次に、(仮称)湖南東近江広域幹線についてですが、これは野洲中主線と国道8号との交差点から山手に向かい竜王へ至る全長16.4キロメートルの道路であります。地

域間を連絡し、生活産業両面から野洲市及び竜王町の発展に寄与するものと考えられますが、現段階では、まだ具体的なことを申し上げる状況ではありません。今後、滋賀県による事業化に向けて要望活動を強めてまいりたいと思います。

また、通学路につきましては、より安全性の高い通学路の確保に向けて、教育委員会、学校関係者と調整を図りながら整備に努めてまいります。このように、歩行者や自転車^が安心して楽しんで利用できる道路空間の整備は重要であり、特に生活道路の安全性と快適性を高めていきたいと考えております。

次に、まちづくりの土台となる人権と環境をまちづくりにどのように反映するのかとのご質問でございますが、総合計画におけるすべての施策において、人権と環境のフィルターを通して事業を推進することとしております。

続いて、同和問題についてであります。先行して定められております野洲市同和対策基本計画に基づき、野洲市における同和問題解決に向けたさまざまな施策を計画的かつ総合的に取り組んでいくものとしております。具体的には、この計画に基づく施策を平成22年度までの5年間として実施計画をまとめており、これらの個別計画に基づいて実施していく所存であります。

最後に、琵琶湖水環境の取り組みについてでございますが、琵琶湖の水質汚濁の原因の1つと考えられる農業濁水や道路排水の汚泥原因物質の流出防止対策、また、下水道における水洗化の推進、及び河川改修における多自然型の整備手法などにより、琵琶湖の水質汚濁の原因を削減し、また、水環境の保全の大切さや、水環境に配慮する暮らしへの移行などについて生涯学習や学校教育事業と連携を図りながら、市民の意識の啓発を行ってまいりたいと思います。

続きまして、5点目の農業についてお答えを申し上げます。

まず、農地、水環境保全向上対策についてでございますが、1点目の組織数は、現在想定している数で33集落でございます。

2点目の構成員につきましては、ほとんどの集落が農業者、自治会、農業組合、老人会、子ども会、JA、土地改良区等となっております。

3点目の対象面積は、共同活動で2,229ヘクタールでございます。営農活動では287ヘクターを考えております。

4点目の市独自の支援制度はございませんが、市の負担は県と同様程度を想定をいたしております。

5点目の職員の指導、相談体制は、活動計画等作成に際して1月に1回、2月に1回実施集落に対して作成相談日を設け指導をしております。また、臨時相談に来られた場合、農政課におきまして助言指導もいたしております。

次に、品目横断的経営安定対策に対する市の支援制度でございますが、支援制度は特にございませんが、今後の国の動きとあわせて、滋賀県農政事務所を中心に県農産普及課、市農政課、JAおうみ富士等の農政関係機関がいったいとなって推進してまいりたいと考えますし、これまで同様、農談会での説明や窓口の助言指導に努めてまいります。

次の、国の新規施策などの情報提供についてでございますが、ご指摘をいただいておりますように、いち早く積極的に行う必要があると考えますが、構造改革重点地区の選定や周辺市と共に行うなど、支援体制の整備が急務となっておりますので、今後早急に詳細な内容を把握し、関係者に情報を提供していきたいと考えております。

次に、6点目の合併についてのご質問にお答えをいたします。

まず、竜王町との合併についてお答えを申し上げますと、滋賀縣市町村合併推進審議会では、人口約9万3,000人の都市として近江八幡市、安土町、竜王町の組み合わせが住民の日常生活において結びつきが強く、消防、警察と行政上も一体性のある地域であり、農業、工業、商業のバランスのとれた都市の形成が期待されるとされています。竜王町は、希望が丘文化公園を湖南市と共に預かる、将来とも大切にしていけるべき町であると認識をいたしております。本市の、篠原学区は歴史的にも竜王町とは縁の深い地域であります。ただ、野洲市は、この10月で合併3年、今、まさに歩み出したところでございます。総合計画の理念を十分に尊重しながら、将来の実現に向け、まちづくりを推進していく上での、検討課題と考えております。なお、希望が丘文化公園は、広大な面積を有する自然公園として今後も保全すべき地域であり、県外内からも多数の利用者がありますが、ただ、地元の利用が少ないと言われていることから、野洲、湖南、竜王で構成する総合調整協議会でも利用の多様化について検討し、取り組みを進めていきたい、このように考えております。

続いて7点目のまちづくり基本条例についてお答えを申し上げます。

私は、平成7年に旧野洲町長に就任をさせていただいたわけでございますが、東西冷戦構造の終えん、地球温暖化問題をはじめとする環境問題の顕在化、バブルの崩壊など、世界全体が教科書のない時代に突入したと言われる時期でした。また、国づくりにおいても戦後50年間続いた国、県、市町村という流れでの全国一律のサービスが地域の实情にあ

わないなど、制度過労が見え、地方自治体はこれまでにない大きな変革に直面し、その目標と手がかりを模索している状況でございました。

こうした中、まちづくりのかじ取り役として希望ある未来に向け、市民が住んでよかったと思われるまちづくりを提唱したのが地方主権をひだとした人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会でございます。以降、地域のことは地域で考え、地域で実行という行動指針で、市民の皆さんと共に人権、環境、協働の3つの柱を中心に町政を運営してきました。まずは、広報広聴制度の充実、情報公開条例の制定や職員採用に係る国籍条項の撤廃、または各種計画の市民参加などの基本的な施策を推進しつつ、一方で、駅前放置自転車対策をはじめ、里山保全や地産地消活動、地域福祉の展開など、多彩な市民の活動も芽生え、それをまちづくりに生かすことで協働事例を積み上げてまいりました。平成16年10月、合併となるわけでございますが、旧中主町を歩いてみると、琵琶湖の再生に向けて頑張っておられる方、自治会での地域福祉など、市民の皆さんの努力が多く見られました。それらのことは公的サービスの充実に的確につながっており、新しい公共というものを体感いたしました。平成7年より一括して私の政治姿勢でもあります、こうした市民の努力を確実にするためには、私の大きな役割の1つと考えております。今後、自立的な地域社会をめざす中、実際、地域を支え、動かす活動の大半は市民であります。その意欲や能力を生かす社会システムづくりは不可欠でありまして、また、これを通して、個人と地域社会との関係を緊密にし、両者の未来的な絆が生み出され、安心、安全なまちづくりへとつながると考えております。こうした観点のもと、よりよい野洲市を創造するため、野洲市民の具体的な行動や成果を検証する中で、それが未来につながるよう、まちづくり基本条例の制定を公約とさせていただきました。

まちづくり基本条例が制定された後、市長は野洲市のまちづくりにどのように生かそうとされているのかという質問でございますが、地方を取り巻く環境は新しい時代のうねりがますます押し寄せてきております。とりわけ、地方自治体にとっては、自治体の裁量権の高まりに応じた質的向上や財政基盤の確立などが急務であり、今後、ますます自治力というものが試される時代に入ると思います。先ほども言いましたように、地域を支え、動かす活動の大半は、市民であります。市民が日常生活の中で地域づくりにどの程度関わりを持つかが、まさに自治力の源であると言えます。この条例をきっかけに市民のまちづくりへの関心が一層高まることで、市民が参加する協働した地域経営を行うことができ、結果として、満足度の高い公的サービスの提供ができるものと考えております。この過程を

通して、コミュニティービジョンの展開や新しい産業起こしなど、地域の内発的な発展を促す地域経済の発展も、大きく広がるものと期待をいたしております。また、定年によりリタイアした経験豊富な方たちの一層の活躍もできるようにしていきたいと思っております。さらに、このことが同時に簡素で効率的な行政の実現にも寄与するものと考えております。この条例が野洲市の土壌となり、市民一人ひとりの知恵が、力が生かされることで地域の人の思いが开花していくよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げまして、私の回答とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 豊政会を代表されました藤村議員の教育委員会に関わるご質問にお答えをいたします。

子どもたちが心身共に安心して、安全な学校生活を送るために、次のような取り組みをしております。まず、通学路の安全については、スクールガードの方々が献身的に守って下さいますが、今年度内で約60名の方が賛同していただきまして、現在では380名の方々が子どもたちの安全を見守って下さいます。昨年、9月には、黄色のジャケットを500着作成したところございまして、今後とも、学校とスクールガードさんとの密接な連携により、一層安全な通学路が確保されるよう、指導、支援をしていきたいと考えております。

さらに、このような問題を解決していくためには、これまでの子どもSOSホームや3学期からの子どもSOSバスなどの取り組みのように、地域社会全体の教育力を高め、子どもを見守る体制が求められますが、学校、園と地域社会が互いに協力し、支え合う環境づくりに努力していきたいと考えております。

次に、学力向上とゆとり教育についてでございますが、教育再生会議の第1次報告において、教育内容の改革でゆとり教育を見直し、学力を向上することが当面の取り組みの1つに挙げられています。これまで続けてきたいわゆるゆとり教育を見直すという大きな転換期に入ってきたと言えますが、ここで単にゆとり教育を否定するのではなく、これまでの積み上げてきた地域の自然や文化、人々と関わった総合的な学習の時間やキャリア教育など、子どもたちが生きる力をはぐくむ上で大きな成果を挙げてきた学習内容もあります。

一方で、学力低下の不安が広がっていることも事実であり、学力保障に係る課題は解決できたとは言いがたい状況であります。現在、市負担で少人数指導担当や教科指導担当を市内小学校に配置をしております。今後も基礎基本の学習をはじめとした学力向上への取

り組みについて指導をしていくと共に、これまでの教育の積み重ねの上に立った知育、徳育、体育の調和のとれた教育推進を図っていきたいと考えます。

次に、教職員の資質向上についてのご質問でございますが、教育研究所では、授業力の向上や学級集団づくり、特別支援教育、人権教育などの講座を開いて、資質向上を目指しています。さらに、今年度から試行ではありますが、新しい人事評価制度が導入され、教職員は教科指導、学級経営、生徒指導、学校運営等について具体的な目標を立て、校長との面談を通しての指導を受けながら、目標を達成していき、教職員の資質向上を図ろうとするものです。管理職は、授業を参観して、教員と話し合う中で指導をし、教職員もこの場で日ごろの悩みや苦勞を語り合う中で、自ら資質向上を目指していくものです。今後、この制度をさらに活用するよう指導をしていき、資質向上に努めたいと考えております。

次に、いじめ根絶の対策についてですが、昨年10月に市内全小学校において児童・生徒からの聞き取りによるいじめの実態把握、校内組織の見直しと強化等を指導し、また、教育委員会も学校現場に出て行っての直接的な指導を行ったところです。今、大事なことは、これらの危機意識や取り組みを決して風化させないことですが、毎回の校長会、教頭会においても、危機意識を喚起しているところであり、3月の校長会では、生徒指導における未然防止や万一起こったときの適切な対応の仕方について、十分な指導を行ってきたところでございます。また、同じ内容をはつらつ野洲っ子育成推進委員会においても、市内全小中学校の生徒指導担当をはじめ、主任児童委員、補導委員の方々に話し、協力をお願いをしております。

次に、放課後子ども教室につきましては、地域の方々の参画を得て、あらゆる子どもたちの放課後における安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的に、平成19年度から取り組んでいきます。放課後子ども教室では、将来、地域の教育力を生かした地域ボランティア事業としての定着を目指し、学校教育ではなく、社会教育事業として位置づけていきます。平成19年度は試行的に夏休み、冬休み、春休みの期間中、午前9時から午後5時までの時間帯で、すべての小学校において定員30名で実施する計画です。このため、全体のコーディネーターと各校に複数の指導員、安全管理委員を配置し、子どもの安全な居場所をつくり、ここで学習や読書活動、スポーツの他、地域の方々の協力を得て、交流活動やさまざまな体験活動を実施する計画です。この試行を経て、成果と課題を整理した上で、平成20年度から本格実施していこうと考えています。また、これまで各地域において実施してきた地域子ども教室につきましては、引き続き土曜日を中心に各コミュ

ニティセンターを居場所として開催される計画です。放課後子ども教室の将来計画については、平成19年度から地域、学校、保護者、福祉部局、教育委員会等の関係者からなる運営委員会において、学童保育所との連携方策や地域協力者の人材確保、平成21年度までの実施計画や事業計画などについて、協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、銅鐸博物館についてのご質問にお答えいたします。

まず、博物館設置の目的と成果についてでございますが、歴史民俗博物館は文化財、歴史資料、民俗資料を収集、保存、展示し、調査研究することで未来の野洲市の姿を考えるための生涯学習の場とすることを目的として設置されています。銅鐸の専門博物館と地域の歴史民俗博物館との性格をあわせ持っており、特色ある運営に努めていきました。全国的に注目される大岩山銅鐸を展示の中心としながら、銅鐸のまち、歴史と文化のまちを全国に発信しています。

次に、友の会、協力員制度の概要と成果についてであります。博物館友の会は開館時に設立され、平成18年度の会員数は301名であります。博物館に協力しながら、自主活動を行い、学習や親睦を深め、自主事業、共催事業も特色あるものを実施してきています。毎年、友の会主催により実施されている弥生の森のつどいは、子どもを対象とした催しで、交流の場として定着しています。年2回行っている街角博物館は、地域を探訪し、再発見する企画として定着しつつあり、遺跡の探訪や地域の古文書の学習会など、継続的な学習が積み重ねられつつあると言えます。博物館協力員は、市内自治会に各一、二名をお願いしているところであります。この制度は、野洲町史編さん事業のときに始まり、地域との接点を大切にしており、地域の資料調査や地域への普及活動に協力いただいています。3月10日から開催する小テーマ展、野洲の古文書(5)野洲川と堤村、堤共有文書の世界も地域からの要望により、調査、整理を進め、その成果を展示、公開させていただく機会となったものです。

次に、指定管理者制度の是非についてであります。議員ご指摘のとおり、博物館は収益施設ではなく、教育と文化の一翼を担っています。特に、地域資料の収集、保存の役割が大きく、文化財保護行政の中で重要な役割を担っており、専門性、継続性が不可欠とされています。そのため、地域性の強い文化遺産の継続的な調査と、情報の蓄積が重要であり、現在のところ、指定管理者制度も含めて博物館のあり方を検討していきたいと考えています。

次に、リニューアルまでの入館者増員対策についてであります。平成18年度は前年

度に比べ入館者がふえており、予算厳しい折ではありますが、職員の手づくりにより事業を実施してきました。今後、合併により専門的サービス提供が可能となり、ニーズが高まっていることに配慮し、博物館協力員や友の会をはじめ、より多くの市民の協力支援、市民参加を受けながら、入館者増となるよう取り組んでいきたいと考えます。もちろん、市民参加にはさまざまな可能性があり、リニューアルに向けての資料、調査等の中でも、市民との連携をより大切にしていきたいと考えています。博物館は社会教育施設ですが、観光振興にも深く関わっており、商工観光課や関係団体との連携を密にして、これまで取り組んできています。ふれあいハイキングをはじめ、観光イベントのコースにも入っており、本市PRの重要な役割を認識しています。今秋には、第1回全国ふるさと富士サミットが本市で開催される予定であり、当館でも秋期企画展、「近江富士三上山」を計画するなど、連携して発信、PRに努めていきたいと考えています。

常設展示のリニューアルができていない分、旧中主町域のテーマや調査成果を企画展や小テーマ展の中で紹介しています。特に、春季企画展、「竹工芸杉田静山の世界」は大変好評でありました。地域、市民との接点を大切にしていくなかで、入館者増へつなげていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

申しわけございません、いじめ根絶の対策についてのところで、3月の校長会と申し上げましたが、2月の校長会でございます。訂正をしておわびをいたします。

議長（田中栄太郎君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） たくさん答えていただきましたので、急いで質問します。

まず、行政評価の確立ですが、一番大事な仕事だというふうに思っているのです。行政評価の前に、やはり他人の財布を当てにすることではなく、自分の財布で身の丈に合った整備をしていく、こういう考え方が一番大事だというふうに思っています。民間の場合ですと、やはり行財政が改革をしていくというときに、例えば5%のカットをして、それで、自分とこの経営を合わせていくということはなかなかできにくいということで、やっぱり30%なら30%の経費を節減する中で、その経営をあわせていけというような指示をしますから、となると、5%ですとマイナスシーリング、全部5%カットしたらいいのですが、30%切れと言われると、どうしても仕事の仕組みを、やり方を変えていかなければならないというようなことで、仕事の方法も考えるのですね。現実には、市長にしても、我々議員にしても、住民の皆さん方の要望を聞かせていただきますし、仕事はどん

どんぶえていく、また、事務担当の皆さん方も事業を進めていく中で、皆さん方、市民の皆さんと仲良くなって、なかなかやめるということは言えない。そんな状況の中で、行政評価の確立というのは本当に意味があるなというふうに思っています。

それで、1点お聞かせをいただきたいのですが、今回は予算の問題も含めて、事務事業もご検討されたのですが、次、総合計画を考えていただいているのですが、総合計画の進行管理にこの行政評価をどのように使っていくのか、それともう1点、市長の公約がありますね。市長の公約などの場合に、この行政評価というのは、実施する段階でどのように考えていくのか、この辺についてお伺いをしたいなというふうに思っています。

続きまして、職員の意識改革につきましては、非常に最重要課題ということでお聞かせをいただいておりますが、やはり職員さん、どうしても民間の経営的な発想というものをに入れていただく、そのところを顧客思考であり、成果主義でありということでないといけないですね。先ほどもまちづくり基本条例の広聴制度の中で、住民サービスのために広聴する言ったら、その顧客思考で考えると、住民サービスのために広聴するということは、お上はおれたちの話を聞いてやろうということで、そういうふうに上から目線になってきますので、すべてやっぱり発想をそこに変えていただくということが職員の意識改革、一番大事だというふうに思いますので、これについてもお伺いをしたい、このように思っています。

それと、組織の改革ですが、これも民間の場合で見ますと、どうしても事業部門はますます大きくしていかなければならないけれども、管理部門についてはできるだけ小さくする。あと、他の方々にやっていただいた方がいい部分については、効果が出る部分については他の方にやっていただく、外部委託ですね、それは先ほども民間委託なり指定管理者なりということでおっしゃっているのですが、組織改革の中で総務部門が非常に大きい。総務費、ちょっと16年の比較でいきますと、総務部の目的別の歳出が周辺の市は大体13.7とか、14まで、ところが野洲市は22%総務になっているのです。原因としては16年ですとおそらくコミセンの建設費なんかも入っていると思いますので、若干やっぱりその辺押し上げている部分はあるのですが、基本的には総務の部分が大きい、比率が大きいと思いますので、この辺を削りながら、やはり福祉の部分についてはできるだけ充実をしていくということが大事ですので、この辺について考えていただきたいと思います。

続きまして、野洲病院の問題ですが、病院の主体性を尊重し、構想を考えていくということでおっしゃいました。今日も新聞見ておられますと、療養病床を廃止をして老健施設へ

移管をさせていこうというのですけれども、なかなか病院の方がその形になってこない。そうすると収容していただく施設というものが非常に少なくなってきた、やっぱりお年寄りの皆さん方、お困りになるということでもあります。住みよいまちの状況を聞きますと、栗東市、一番いい、長浜もいい、そういうような話を聞くと、やはり病院がきちっとその地域の医療を安心、安全を確保しているということが住みよいまちになっておりますので、そういう意味では、野洲病院を大きなポイントになってくると思います。前も野洲病院の日曜の小児医療がなくなる、どうしよう、産婦人科がなくなったらどうしようということで、この議会でも大きな問題になりました。それだけ野洲病院に対して市民の意向、要望が大きいわけですので、市長につきましても、先ほど申された形を早急に決めていただきたいというふうに思っています。野洲病院の方も、今改築をするにしても新基準になっていますので、廊下の幅をどうしても広くできない、病室も大きくできない、4人部屋をつくっていかなければならないなど、新基準に合わないということもありますので、やはり新築という問題についても考えていただくようお願いをしたい、このように思っております。

視覚障害者の公共施設での読み上げ機などにつきましては、そんなに難しいものではなく、一旦スキャナーでパソコンに入って、それが音声に変わっていくというようなものですので、おそらく市民、役所の皆さん方も使いやすいものであると思いますので、ぜひ入れていただくようお願いをしたいと思いますし、まず同時に、活字プリンターなんか、点字のプリンター、なかなかありません。今、こちらの市役所はありますが、分庁舎にはないというようなことでございますので、その辺も一緒に入れていただくようお願いをしたい。これについてもご答弁をお願いします。

それと、まちづくりのブランドですが、やはり地域がどういうブランドであって、その若者なり、また新しい家族なりを野洲市に呼んでいけるかというようなのがブランドだというふうに思いますので、箱庭的庭園都市、箱庭ではない、庭園的都市空間というように聞いているのですが、そんなんでなく、やはり福祉のまちとか、そういう福祉に対して、市長先ほども平成7年にご就任以来、本当に力を入れて施策をやっていただいていますので、やっぱり自信を持って福祉のまち野洲と言えるようなブランドをつくっていただきたいというふうに思っています。

それと、合併の問題ですが、竜王との問題については県の枠組みがあることも十分承知をしておるわけでございますが、この前、私ども会派で国交省に勉強に参りました、地域

交通の活性化及び再生に関する法律案というのでできておまして、これはそれぞれのまちが公共交通を中心としてまちづくりを進めていこうということで国交省全面的にバックアップするというようなことで、2月に閣議で決定をして、多分、今回の国会で決まっていこうというふうに思うのですが、こういうようなのを引き込みながら、篠原駅の改築、また野洲市、竜王含めた交通体系の整備を考えていってまちづくりを考えると。初めてできる法律でもございますので、ぜひ早めに手を挙げていくということが大事かなというふうに思います。そういう意味で、これ協議会をつくっていかねばなりませんので、野洲市と竜王町がこの協議会をつくって結論を出していく、それを国交省動かしていくということを考えていただくためにも、合併の問題も一緒に考えていただければいいなというふうに思っております。

教育の問題についてですが、そうですね、学力向上ですが、先ほど高校中退者の理由として低率な、低学力ということでもありますので、やはり読み書きそろばん、これを中心にして、学力向上していただきたい、これについてももう一度お考えをお願いしたいと思いますし、いじめ対策、いじめた子どもを登校させない、これ再生会議に出ておりますが、これについての考え方、教育長もう一度お願いします。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再質問をいただいたのですが、公約についての行政評価あるいはいろんな事業についての、冒頭にも公明党の質問のときにも申し上げたのですが、やはり計画性のある、計画の中での位置づけの行政評価をやらないと、その事業そのものの先取りをされて、行政評価に、これは効果がないですよということになると、いわゆる政治と行政の谷間にはまって、物事が動かないということになりますから、これは申し上げましたとおり、やっぱり議会の皆さんで、あるいは市民の皆さんが、この事業は必要だと、少々金がかかってもやっぱりやるべきだという事業があれば、これはやっぱり施策として採用していかないといけないと。その中で、何が無駄であったのかというやっぱり評価をしていかなきゃいけない。だから、私は公約と行政評価は両立してやらないといけないと、こういうふうに思います。

職員の意識の改革なのですが、もっともそのとおりでございまして、これは何としてもやっぱり自己変革、ちょっと難しいことになると思うのですが、まずやっぱり意識の自己変革を図っていく、自分が何のために市役所にいるのかと、その辺からのやっぱり議論を

始めていただいて、自己変革を図っていただくと。そして、発想の展開を図っていただきたいと思います。

それと、組織の改革についてでございますが、これは私、人の問題とお聞きをしておったのですが、お金の問題でしたか。人の問題ですね。

6番（藤村洋二君） お金です。

市長（山崎甚右衛門君） お金ですか。はい、わかりました。16年度はという1つの枠がありましたのですが、確におっしゃるとおり合併をして、そのときにいろいろとそれぞれの施設、あるいは職員の対応、その他いろいろとお金がかかりました。おっしゃるように14%程度でということでございますが、それよりも私はやっぱり内部管理にそう金をかけるのではなしに、やっぱり何遍も申し上げますが、福祉教育にはやっぱり金を惜しんではいけないと、こういうふうに考えております。内部はできるだけやっぱり節減をしていかないといけないと、こういう思いでございます。

ちょっと飛んだのですが、野洲病院の問題は、やっぱり喫緊の課題と受けとめておりますし、私はこれ選挙公約に療養型の病床をつくっていくという約束を申し上げておるので。ところが、法律が変わって、これ20何年までにということになるのですが、何としても、私は当時から申し上げておりますように、保健と福祉と医療の3つは、切っても切っても切り離せない1つのものだと思いますので、これのネットワークをうまく組んで、どここのおばあちゃんが野洲病院に入院されました、退院してきたら誰が責任を持つのだと。この辺をやっぱり明確な1つの連携を保っておかないと、行くところがなくなるというような事態もございますので、そのためには、やっぱりケア施設も必要やと、そういうことをかねがね思っておりますので、そういうことを重点的に考えて新築部門と現在のおっしゃる東棟は55年に建築がされております。今、あれを、耐震補強をしようと思うと、かなりのやっぱり高額な金が必要でございます。患者さんもおいででございますし、支出部門の、やっぱり確たるものが入っておりますので、物理的にも、これは工事が不可能でございますから、私はやっぱり新築移転をやっていきたい、こういう思いをいたしております。これは私の思いだけでは動くものではございませんが、もちろん病院の中での体制を整えていかなくてはならないと思うのですが、かなりの支援はしていきたいと、こういうふうに考えております。

それと、野洲のブランドでございますが、これは、私は理念の面で申し上げたのですが、おっしゃるとおり、やっぱり環境と人権ということを大きな柱にしなから、すべての施策

についてはフィルターを通してと、こういうふうに申し上げておりますが、私はやっぱり何と申し上げても福祉、それと教育だと思います。その中で、子育てをどうしていくのか、こういう部門で見ていきたいと、常々私は子どもさんは地域の宝やと、こう申し上げていますので、そのことをやっぱり福祉と教育で支えていく、やっぱり次の世代を担っていただく子どもさんをしっかりと育てていきたい、こういうふうに考えております。

合併についての話がございました。私は決して否定はしておりません。1つの大きな道路もございしますが、やっぱり、おっしゃるように、公共交通の整備等を図っていこうとすると、やっぱり広域的な取り組みがあってこそ、そういうものが必要になってまいりますから、国等のそういう施設を活用しながら、何としてもこの道路の実現に向けて、そして、広域的な取り組みの中から、必然的な結果として合併ができるならなど、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただいております。

抜かしまして申しわけございません。これも総合計画を立てていこうということで、今までですと、計画を樹立しましても、そのとき、そのとき、二、三年でどっか分離をされるような形になっていったのですが、今回のこうしたやっぱり計画については、かなり細部にわたってやっぱり評価をしながら、そして、選択をしてやっぱり実施をしていかないといけないと、こういう思いをしておりますので、そのチェック機関というものはやっぱり置いていく必要があると思いますし、実際、どれだけのものが可能な範囲で実現したかということが、やっぱり計画に対する評価でございますので、まとめていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

ただ、計画が計画に終わるとということが今までから多分にあるのですが、そういうことのないように、やっぱりきちとした評価制度を確立していきたいと、こういう思いをいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 失礼します。ただいまの藤村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、学力の問題でございますが、確かに教育再生会議では教育内容の改革というところで、1番目にゆとり教育を見直し、学力を向上すると挙がっております。ここで、学力とは何かということを考えなくてはいけないわけですが、このように述べられております。文部科学省は、学習指導要領を改定し、審議中でございますけれども、その中で

も目標として、このように読み書き計算の能力や対話、意思疎通能力、別の言葉で変えればコミュニケーション能力だと思いますが、問題解決能力などの基礎を重点的かつ効率的に学ばせる、これが今後の、現在もそうだと思いますけれども、学力というふうに、あるいは生きる力としてとらえられていくと思います。ここをやはり大事にしていくことが子どもたちを育ててきて、非常に重要なことだと思います。このため、基本的教科、例えば国語、英語、算数、数学、理科、社会、歴史を充実し、授業実数をふやす、その際、各教科の選択の幅を広げ、詰め込み教育にしないと、しっかり述べられておりますので、このあたりを十分踏まえながら、今後、国あるいは県の動向を見ていかなければならないと思います。市におきまして、例えば教育研究所では、これが本年度の研究冊子でございますけれども、授業研究、あるいはコンピューターを使って授業研究やりまして、4授業ここで述べられておりますけれども、各校に配付して、その授業解説についての方向を示しているところでございますし、教育研究所におきまして、授業力向上の講座を4講座開いております。そんな感じで参観をしたり、あるいは授業を実践する中で、教師の指導力向上を図っておりますし、県の総合教育センターにおきましての講座におきまして、積極的に参加するように言っております。

もう1点、それから教育基本法におきまして改正された大きな点に、教員として研修をしっかりとすることが大きな目標に挙げられておりまして、今後、これがどのような形で施策として出てくるかということも我々認識していかなければいけないと思っております。

もう1点でございますが、いじめのことについてでございますが、先ほど教育長が申しましたように、2月の校長会で副主幹の方から校長に対して次のようなことを指導しております。ちょっと具体的になりますけれども、問題行動について、本市の問題行動はいじめ、万引き、乱暴、暴力行為。2番目にいじめの報告件数は減っているが、決して風化させてはならない、このことが一番重要だと思います。3番目に、今学期中に、いじめについての、今学期というのは3学期という意味ですが、アンケートや教育相談などの再実施をするようにという指示を出しております。これは県からもつい2日ほど前でしたか、もう一度するよう指示がきております。それから、いじめや慣れ合い学級が危ない。5番目、いじめに直結する3つの言葉と3つの行動に対しての厳しい目と徹底した指導姿勢、死ね、ウザイ、キモい、これが3つの言葉です。つねる、たたく、ける、これは3つの行動です。これに対して徹底した指導姿勢をとるようにということを強い指導をしております。

す。高学年から中学校にかけての女子グループの仲間外し、学校における女子の育て方が課題というふうに言われています。7番目に、中学校から高校にかけての携帯やネットサイト、中傷メールに注意ということを中心に指導しております。もう1点でございますが、一昨日、このようなカードが配布されました。こころホットカードというものです。多分、これ見られるのは初めてだろうと、私も、きのう、おととい取り出したところなのですが、これは全国統一の教育相談ダイヤル、0570-078-810です。ここへかけますと、どこへつながっていくかと言いますと、今、滋賀県がやっています「こころんだいやる」、あるいは「子どもナイトだいやる」に自動転送されてきます。非常に窓口を絞って広げていくということで、学校といたしましては、これをいかにネットを広げることではなくて、ここの番号を徹底して教えていくことによって窓口を開いていけるのであるのではないかというふうに思っております。そして、ちなみに幾つかあるのですが、心の声のトークということで、これも県の方から手紙形式、封筒形式で子どもたちに配られたということは12月末だったと思うのですが、現在、野洲からは出ていないという報告も受けております。

もう一つ、これもごく最近なのですが、子どもの人権SOSミニレターということで滋賀県人権擁護委員の連合会長から同じような手紙形式でのものが来ております。これもつい先だって、各学校に配付したところでございます。このような対策を講じているわけですが、命を大事にするということをやっぴり基本目標にいたしまして、今後とも教職員の危機意識をしっかりと持たせ、対応に当たっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

6番（藤村洋二君） いじめの子どもを学校に行かさないということについてどう思うということ。

教育部次長（馬場 豊君） そのことについてでございますけれども、確かに教育再生会議でもそのことを強く述べておりますし、実際的には、かつて、暴力行為をした子どもにつきましては、対応するということがありました。ただ、出席停止をすれば、それが問題解決であるということでは決してなくて、その暴力行為でも述べられているのですが、その際に、家庭を訪問したり、あるいは学力を保証するということが必ず附則して挙げられておりますので、子どもたちの教育を阻害することではあっては決してないと思います。その緊急状態あるいはその状況によりまして、その場所から子どもを一旦離すということから環境をよくして、教育を再生しようということにあるかと思えます。

以上、回答させていただきます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは豊政会の再度のご質問の中で、視覚障害者の情報支援、緊急基盤整備事業の器具の件でございますが、この補助事業は一市町村100万円を限度額として補助になっております。それで、現在、私どもが考えておりますのは、先ほど公明党の方のご質問がございましたように、活字の文書の読み上げ装置を考えております。もう一つは聴覚障害者用の通信装置も対象にしたいというふうに考えております。ご質問の点字プリンターにつきましては、現在1台本庁舎にございますので、もう1台、分庁舎にということで、これも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 以上で代表質問は終結いたします。

（日程第4）

議長（田中栄太郎君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。その順位は一般質問一覧表のとおり、順次発言を許します。

質問にあっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第2番、矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 議長のお許しが出ましたので、私、一般質問させていただきます。

2番、矢野隆行でございます。

私は、3点において質問させていただきます。

はじめに、妊産婦無料健診の拡大をということで、国の予算における妊産婦無料健診費用の助成が平成19年度に大幅拡充されます。これは、公明党が主張してきました少子化対策に対する財政処置の充実に伴うものであります。公費による妊婦の無料健診、これは市町村が実施主体であります。回数は現在、全国平均で2.14回、平成14年度の資料によります費用は地方交付税処置であります。これまで国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用はおおむね2回として130億円が財政処置されてきました。これが平成19年度には子育て支援事業で、これまで200億円とあわせて約700億円になります。今回の地方財政処置の拡充は、妊産婦健診費用の助成に限った金額ではありません。地方自治体が地域の実情に応じて少子化対策を充実することができるよう、枠が拡大されるもので、妊産婦健診費用助成の拡充の他、例えば、1、児童虐待防止対策の推進。2、地域におけ

る子育て力の強化（地域子育て支援ネットワークの構築、父親における子育て力の強化、父親学級実施）などであります。3、ファミリーフレンド企業の普及促進などにも充てることが想定されております。妊産婦健康検査は厚生労働省の通知によりますと、妊娠初期から分娩まで、約14回程度の受診が望ましい回数として示されておりますが、公費による無料健診はおおむね2回程度、かねてから助成回数の引き上げが望まれており、公明党は一貫して充実を主張、少子社会トータルプランにも公費助成の拡大を盛り込みました。公費負担の回数や給付の方法など、実施主体である市町村が決めます。平成16年度の調査では、秋田県では県内自治体の平均回数が8.16回、香川県では4.11回、富山県では4回など国の助成を上回って実施している市町村も少なくありません。本市におきましては、平成17年度の母子手帳取得者は514名でありました。妊産婦の現状は妊娠初期から分娩まで14回程度と実施され、平均的な健診費用の総額は1人当たり約11万7,000円となっております。そこで、妊産婦健診の負担軽減で経済的基盤の弱い若いカップルを支援すべきであると思います。この件につきまして柳沢厚生相は、今国会で公明党の斉藤鉄夫国会議員の質問に対して、無料健診の回数をまず5回を基準にしてもらいたいと述べ、地方財政処置の拡充の実現を示していただきました。本市におきましては、前期1回、後期1回の2回が無料になっておりますが、経済的基盤の弱い若いカップルを妊産婦健診の負担軽減で支援すべきであります。そうすることで、少しでもよかったなという野洲市なのではないでしょうか。

そこで、質問ですが、1、本市におきまして、妊産婦健診診断を全額無料にできないものか見解を伺います。

2、地域における子育て力の強化は、どのように進めていかれるのか見解を伺います。

次に、いじめ問題等の相談体制の充実はということで質問させていただきます。

児童・生徒によるいじめを苦しめた自殺が全国で相次いでいることを受け、公明党はいじめ対策を進める上で、何よりも現在、いじめで悩んでいる子どもたちの声を受けとめる相談体制づくりが急務であると政府に訴えてきました。その結果、18年度補正予算に並び19年度予算で児童・生徒への緊急面談やスクールカウンセラーの増員を図る対策が盛り込まれました。いじめ対策として、平成18年度補正予算では小学校5年生から中学2年生の児童・生徒全員に緊急面談をし、いじめ把握と心のケアを行うためのスクールカウンセラーの緊急配備に23億円を計上、さらに、都道府県や役所ごとにばらばらの電話番号となっている相談窓口を一本化し、子どもが思い悩む深夜や休日でも対応ができる24

時間365日相談体制が可能になるよう、7億円を予算が計上されました。また、平成19年度予算では、いじめ対策に62億円を計上、平成19年度もスクールカウンセラーの増員に41億円を盛り込み、中学校全校への配置を進めます。

一方、なかなか直接会って相談したり、話したりできないという子どもたちのために、法務省も相談をメールで受けるシステムを新たにスタートさせることを決めました。18年度補正予算に3,400億円を計上し、早ければ今年度中にも運用開始します。いじめ対策は多くの国民の関心事であり、その対応が急がれております。

そこで、質問ですが、1、スクールカウンセラーの全小学校への配置はどのように進めるのか。

2、教育、いじめ相談機関の拡充についてはどのように取り組むのか。

3、小学校5年生から中学校2年生の児童・生徒全員に緊急面談をし、いじめの把握と心のケアを行うための対策はどのように取り組むのか、事業見解をお伺いします。

次に、3番目に、安心して子育てできる居住支援の充実について質問させていただきます。

公明党は、子育て世帯が安心して子育てできる居住支援を図るために、新婚世帯や子育て世帯の住宅確保が円滑に行えるよう、政府に要請してきました。その結果、平成19年度予算において、安心して子育てできる居住支援の充実を図る予算として2,011億円が計上されております。その中で、平成19年度に新たに創設されるのが地域優良賃貸住宅制度、仮称でございます。これは公明党の強い要望により支援策が実施されるものであります。この地域優良賃貸住宅制度は、従来からある特定優良賃貸住宅制度、高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編して設けられるものです。再編することにより、公的賃貸住宅ストックと子育て世帯等の施策対象のミスマッチが解消され、施策対象の住居の安定がより効率的に確保される、国土交通省は申しております。現在、公営住宅を補充する公的賃貸住宅である特定優良賃貸住宅の空き家率は、全国で6.6%に上り、受給のミスマッチが起こっております。これを子育て世帯に対象を広げると共に、財政的支援によって子育て世帯への居住支援が大きく前進することが期待されております。また、同制度を子育て世帯のためではなく、子ども世帯とその親が遠くに離れて暮らしているケースがありますが、親を子ども世帯が介護することが必要になった場合、当然のことながら、親と子ども世帯が同居や近居することということが必要になってきます。こうした同居や近居を支援する具体策として、地域優良賃貸住宅制度が本年度予算に盛り込まれました。内容は、1、子

育て世帯向けの家賃減額助成。2、賃貸住宅整備費補助。3、高齢者住みかえ支援制度の拡充となっております。

一方、安心して子育てできる居住環境への配慮に関しまして、まちづくり交付金が活用できるようにもなりました。まちづくり交付金、2,430億円は大幅に増額され、その活用方法も平成19年度から地方の自主性、裁量性を大幅に向上させることとなります。その中で、子育て世帯活動支援センター（乳幼児を一時的に預かる拠点施設）の整備、まちづくり基幹事業に新たに追加され、活用することにもなっております。

そこで、質問であります。1、子育て世代向けの家賃減額助成はできるのか。

2、賃貸住宅整備費助成は。

3、高齢者住みかえ支援制度の拡充は。

4、子育て世帯活動支援センター（乳幼児を一時預かる拠点施設）への支援は。

以上の点、どのように取り組んでいかれるのか、見解を伺います。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時50分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは矢野議員の妊産婦無料健診の拡大をについてに関する2点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の妊婦健康診断を全額無料にできないかの見解について、お答えをいたします。

現在も、本市におきましては、妊婦健康診査の2回分を公費負担といたしまして、医療機関に委託で実施をしているところであります。こうした中、ご質問のとおり、今般、国においては、妊婦健康診査の公費負担を現在の2回から5回にふやす考えが示されました。これを実施するためには、医療機関や支払い事務体制の整備が必要となることから、現在、県下の市町を代表する大津市において、関係する医師会や支払い事務を受けている健康づくり財団等と調整中であります。したがって、本市としましても、少子化対策の一環として関係機関の体制が整い次第、取り組む考えであります。

次に、第2点目の地域における子育て力の強化についてのご質問ですが、近年、核家族

化の進行や保護者の長時間労働に加え、近所づき合いが希薄化する中、母親の育児不安がますます増加している状況であります。したがって、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを地域全体で支えていくための仕組みづくりが大切であると考えております。こうしたことから、本市では、平成17年度野洲市次世代育成支援行動計画の作成や、家庭での子育てを支援するため、平成16年に子育て支援センターを開設し、自由に親子が集える子育て広場や子育て相談の実施、子育て講座の開催などを行っております。また、来年度は野洲健康福祉センター内に、新たに子育て支援センターを開設をいたします。また、本年度より地域の子育て力を高めるため、会員同士が助け合い、育児をサポートするファミリーサポートセンター事業を社会福祉協議会に委託をし、開始しているところであります。また、地域では、自主的な子育てサークル活動や民生委員、児童委員と自治会、また利用者が主体的に運営する子育てサロンや交流の場を開くなどの活動も広まっている状況であります。今後も、子育て支援センターを中心に、地域の子育ての輪を広げ、地域で子育てを支援する環境づくりを進め、安心して子育てしやすい地域づくりに努めてまいります。

以上、回答といたします。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 矢野議員のいじめ問題等の相談体制の充実はのご質問にお答えをいたします。

まず、スクールカウンセラーは、学校の実情にあわせ、野洲北中学校は年間280時間、中主中学校と野洲中学校は年間210時間配置されております。各スクールカウンセラーは児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言、援助、児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集、提供、保護を主な職務として、いじめ問題をはじめとする、心に傷を負う児童・生徒のケアに貢献しています。小学校の単独配置はありませんが、校区内の小学校も担当することが義務づけられておりますので、児童や保護者から申し出があったり、必要があればカウンセリングに応じたり、小学校へ出向いております。したがって、小中学校に配置されているものと考えております。今後、小学校におけるスクールカウンセラーの需要が高まることから、本市としても、県に対して小学校単独のスクールカウンセラーの配置を要望し続けていきたいと思っております。

また、議員ご指摘のとおり、2月から3月の2カ月間は、緊急対策としてスクールカウンセラーの時間増が野洲北中学校では56時間、中主中学校と野洲中学校では48時間ございまして、さらに、きめの細かいカウンセリングを行っております。小学校においても、

心のオアシス相談員を学校の実態に応じて、24時間から40時間配置をいたしまして、いじめ問題を中心としたカウンセリングと、早期発見に向けての支援を行って、成果を上げております。

次に、いじめ相談機関の拡充についてですが、身近な相手に相談できない児童・生徒に対しましては、県が今行っている24時間いじめ相談のこころんダイヤル、子どもナイトダイヤルや心の声を全児童・生徒に12月に紹介し、困ったときの活用を呼びかけてきました。本市といたしましては、学校教育課とあすくる守山野洲やふれあい教育相談センター等との連携を深め、いつでも相談に応じる姿勢でおります。

しかしながら、まず、私たちが、児童・生徒が困ったときに、相談を受けられる家族であり、教師であり、近所のおじさん、おばさんでいるのかどうかを問い直すことも同時に必要と考えています。

最後に、いじめの把握のための小学校5年生から、中学校2年生の児童・生徒全員に緊急面談の実施についてですが、これは、国の平成18年度補正予算の学校における教育相談の充実に関するご質問だと思います。このおかげで、先ほど述べましたスクールカウンセラーの増時間や小学校心のオアシス相談員緊急派遣事業が実施されることになったわけではありますが、その実施方法については、一部の報道であった特定の学年に対する悉皆の面談の実施ではなく、児童・生徒が相談しやすい体制で地域の実情に応じた取り組みをせよとのことでした。したがって、本市ではカウンセラーによる悉皆の面談は実施していませんが、校長研修会、教頭研修会、生徒指導担当者連絡協議会において、10月に実施したアンケートや担任を中心とした教育相談を中核としたいじめの把握と、心のケアを風化させることなく、定期的を実施するように指示いたしました。今後とも、いじめのない学校づくりに努力してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 次に、安心して子育てができる居住支援の充実についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の子育て世帯向けの家賃減額助成及び2点目の賃貸住宅整備補助についてですが、議員ご指摘のとおり、国の平成19年度の新規事業としまして、地域優良賃貸住宅制度が創設されることとなります。18年度までは家賃低廉化事業の対象でありませんでした。子育て世帯であります小学校卒業までの子どもがいる世帯、また、障害

者等、世帯向けの住宅の整備も新しく事業の対象となる予定であります。地域優良賃貸住宅制度につきましては、入居者の家賃に対する補助とあわせて、民間事業者に対しては国が定める一定の基準で整備される賃貸住宅の建設費についての助成が受けられます。本市では、ほほえみ野洲の里ということで既に建設されておりますが、これが地域優良賃貸住宅制度の再編前の制度の1つであります高齢者向け優良住宅制度で整備をされております。この住宅に対しまして補助をしておるのが現状でございます。

つきましては、本市の財政状況が厳しい状況の中、市営住宅の整備には多額の費用が必要であることを考慮いたしますと、民間活力を利用できる本制度は、公営住宅の補完的な役割として期待できるものと考えております。今後は、民間事業者に対しまして広く制度の周知を図りながら、整備補助及び家賃補助について検討してまいりたいと考えております。

3点目の、高齢者住み替え支援制度の拡充についてのご質問でございますが、高齢者住み替え支援につきましては、国が平成18年度より3カ年で乗れる事業として移住住み替え支援機構を平成18年4月に設立し、高齢者の世帯の住宅を買い上げて、その家賃収入により高齢者世帯が新しい生活を送る制度であります。今後は、国のモデル事業の動向を見ながら検討をしてまいりたいと考えています。

4点目の、子育て世帯活動支援センター等の支援についてでございますが、この制度につきましても平成19年度に、国において新たにまちづくり交付金に追加された事業でありまして、今後の動向を見ながら、子育て世帯の活動を促進するため、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 2点にわけて再質問させていただきます。

妊産婦無料健診の拡大についてでございますけれども、妊産婦無料健診費用の助成を少子化対策の一環として関係機関の体制が整えば取り組むとのことですが、具体的にいつごろになるのか、また、もう少し詳しく伺います。

地域子育て力を高めるための地域サポートをするファミリーサポートセンターが社会福祉協議会で始まっていることなのですけれども、この体制の内容をもう少し詳しく、どんな人員でやっているのかも聞かせ下さい。

いじめ問題等についてでございますけれども、相談メール等で先ほど次長がカードを出

されましたけれども、これは2月7日、きのうの15時から始まっていると思うのですが、都道府県指定都市では始まり、野洲市では、この電話がいつごろつながるか、悩み言おうということで、0570-078-310、悩み言おうという語源がついているみたいですが、全国一律24時間いじめ相談ダイヤルの設置となっております。これを先ほど、カード、あれみたいですが、どのように子どもたちに認知されるか、この辺をちょっと詳しくお聞かせ下さい。

以上であります。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、妊婦健康診査の無料に関するご質問の2点についてお答えをいたします。

具体的な妊婦健康診査の5回の健診が無料になるのについて、具体的にいつごろかということでございますが、これは現在、関係する市町が直近で2月26日に集まりまして、会議を開いたところでございます。見通しとしましては、どこの市町村も19年度中というふうには意向は出しておりますけれども、まだ具体的な体制が整いませぬので、この時的なところは今後の引き続きの検討の事項ということで会議を終えておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

それから、今年度始めましたファミリーサポート体制でございますが、現在、社会福祉協議会の事務所の中に職員1名分を私ども委託をしております、1名がこの事業に担当をしておるわけでございますが、当然、社協の委託ということでございますので、社協職員全体で取り組むというふうな考え方も社協は持っております。現在の実績でございますが、会員数といたしましては全体で35名の会員を今確保しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 先ほどの心ホットカードの件でございますけれども、県からきております文書につきましては、まず、配付先は子どもたちですが、小学校につきましては、在籍児童数分及び平成19年度小学校入学見込みの児童数分となっております。だから、新1年生につきましても、これは配られることとなります。中学校につきましても、在籍生徒数分となっております。すべての児童・生徒に配付されるということと、そして、使うということ、あるいは、これを大事に持って、そして悩み事を決して1

人で抱え込まず、誰かに相談するということの指導を含めて配付していきたいと思っております。現在もう配付されていると思いますけれども。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） では、再々質問という形で、これは要望という形でぜひとも妊産婦無料健診につきましては、もう早く取り組んでいただきますよう、要望しておきます。

最後ですけれども、市長に一言お伺いしたいのですけれども、ほほえみときめきのまち、野洲市におきまして、いじめ対策がある、どのように市長が考えておられるのか、それだけと、1つ、これは新聞記事なのですけれども、ボランティア休暇という形で、これは読売新聞に去年の中ごろ、12月20日の夕刊なのですけれども、いじめ対策、取得オッケーという形で、これ、少し記事を見ますと、東京都が今月、いじめ相談や非行防止活動などにもボランティア休暇制度を活用できるように、職員規制を改正しました。年内に職員向けの説明を開き、1月から実施する。背景には、いじめで自殺者が相次ぐなど、子どもの安全が深刻さを増している問題がある。阪神大震災以降、被災者支援などで47都道府県が既に同制度を導入しているが、総務省はいじめ対策にまで対象を広げたケースは例がないという記事でございました。内容的には、総務省が言っているのは活動対象が広げられたことにより、職員の間では期待が高まっており、さらに、希望者がふえるのではないかと分析。都青少年治安対策本部は、いじめを早期の段階で発見し、学校側に知らせることによって、その芽を摘み取れるのかもしれないとしている。これ、年間、5日とれるような仕組みになっておりますけれども、この2点について、市長一言見解を教えてくださいましたら助かります。よろしく願いいたします。

以上で質問は終わらせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） いじめ対策についてでございますが、私、ある小さな新聞みたいなものに、ちょっとお話を申し上げたら、記事にとって上げてくれたのですが、私は人権を1つの理念として進める中で、やっぱりいじめというものは直接当事者同士で話し合いをして、中へ先生が指導に入って、こうしよう、そういうことではうまくやっぱりいけないと思うのですね。やっぱりおっしゃるように、第3者的なものが入るか、あるいはそれをじっと眺めていたものが前へ行って話しをするか、何かしていかないといけないということで、行政マンがそこへ入って指導して、いろいろと話をするということは、これ

は本当にやっぱりできないと思いますよ。学校の先生の、現場の先生でも気の毒やと思います。毎日、そこで同じような生活をしている中で、そういう仕組みが、こうだんだん育っていく中で、そういうことが起きていくのですからね。だから、おっしゃるようにボランティアでお願いできるなら、他の第3者的な方たちからそういうものを家庭、地域、学校等、連携をとりながら、みんなで取り組んでいった方がいいのではないかと、こんなふうにも思いますので、私はできる限り、そういうボランティア、経験のあります、教育長の言い方も間違いとおわびをされました、その教職員の経験のある方で、そういうことに携わってもらえれば、非常に大きな効果があるのではないかと、こんなふうに思います。

以上、お答えとします。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第2号、第5番、奥村治男君。

5番（奥村治男君） 今回、一般質問で質問の順位を抽選いたしましたら、偶然にも1期生4人が前座を努めさせていただくことになりましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは質問に入ります。一つ、郷土愛をはぐくむ教育についてお伺いをしたいと思います。

学校におけるいじめや家庭における虐待など、子どもに関する不幸なニュースが後を絶たないのは非常に残念なことです。青少年を取り巻く環境が大きく変わっていく中で、新しい教育基本法が昨年末の臨時国会において成立、公布されたことは大変意義深いことと考えます。新しい教育基本法では、豊かな人間性と創造性をはぐくむこと、伝統を継承し、郷土愛をはぐくんでいくことなどがその柱として言及されております。そのため、学校だけでなく、家庭や地域住民の相互連携協力が必要であるとされたところであります。このことから、私は、学校と学校を支える地域住民が信頼関係を保ちながら、郷土を担う人材を育てていく、そのような教育が推進されることが期待されているのではないかと考えています。インターネットが普及し、簡単に情報検索が可能となった現在であるからこそ、郷土のことについて誰よりも詳しい地域のお年寄りの話を直接聞くこと。その方が使われていた道具や服装などを実際に手にとって確かめたり、その使い方を教えていただくことが重要ではないでしょうか。我が野洲市においても、従前使用された農機具や道具類、または古文書などを学校の授業などで役立ててほしいと願う住民からの申し出により、小学校で保管している例が少なくありません。そのような郷土にまつわる資料を、時には観察したり、時にはご提供いただいた地域の方の話と共に、児童の発達段階に応じて紹介で

できれば、児童の側からすれば、郷土についての理解も深まり、郷土愛をはぐくんでいくことにつながり、また、提供者の側からすれば、学校行事に参加いただくことで学校との結びつきも深まり、地域と学校の絆が強くなることと考えます。については、次の点について教育長の見解をお伺いをしたいと思います。

1つ、市内の各小学校において地域住民の方を交えた取り組みが既に展開されているのか、その状況と、地域住民と学校の結びつきについてお伺いします。

2つ目は、各小学校で保管されている地域住民からの寄贈品の状況について、資料の種類、点数とあわせてその活用状況についてお伺いいたします。

3番目、資料等、寄贈の申し出があるものについては、資料価値や学年進行に応じた活用方法を見極める必要があります。そのためには、専門家によるいわゆる目利きが必要と考えます。日本最大の銅鐸の発見の後、その歴史的価値の認識が十分でなかったため、銅鐸が散逸してしまったことを思うとき、しっかりと評価することが肝要であると思います。また、正しい資料の評価があってこそ、その活用方法が定まると考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

4つ目、各小学校で保管されている農機具、民具類、古文書等、郷土にまつわる資料は散逸を防ぐためにも1カ所に集め、歴史民俗博物館の協力を得て、チルドレンミュージアムを歴史民俗博物館内に併設してはどうかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、学童保育所の保育料の滞納状況についてお伺いいたします。

学校給食費の滞納が全国的に問題となり、文部科学省が調査した結果、2005年度の未納総額は22億3,000万円超に上ることが明らかになり、当市におきましても、昨年12月1日現在の未納総額は191万4,000円あることが教育委員会の調査で判明いたしました。また、滞納があった学校の60%は保護者の責任感や批判意識が原因としており、経済的に払えるのに払わない、保護者の無責任さが改めて浮き彫りになりました。

続いては、学童保育所の保育料についても相当額の滞納があると聞いております。

次の点について当市の状況を市民健康福祉部長にお伺いいたします。

1つ、19年1月末現在の学童保育所別、年次別、保育料の滞納額及び滞納保護者の人数についてお伺いします。

2つ目、保育料の徴収の実態についてお伺いします。

3つ目、滞納保護者への対応についてお伺いします。

4つ目、就学援助対象児童の滞納の実態についてお伺いしたいと思います。

次に、3点目の質問をさせていただきます。蓮池の里グランドゴルフ場の市外利用者の有料化についてお伺いします。

蓮池の里多目的公園グランドゴルフ場は、昨年5月オープン以来、大変好評を得て、利用者も増加する一方であります。利用者の中には、京阪神方面から観光バスで来られる団体もあると聞いております。野洲川河川公園グランドゴルフ場の17年度の利用者が1万8,400人であるのに対し、蓮池の里多目的公園グランドゴルフ場は、これまでの利用状況調査では、1月末現在の9カ月間で1万6,500人の利用者があり、そのうち市内利用者が9,900人で、全体の60%、市外の利用者は6,600人の40%を占めており、1日平均70人の人がプレイをされています。グランドゴルフは誰でもが気軽に楽しみ、健康づくり、仲間づくりに最適のスポーツであり、年々愛好者が増加しています。一方、管理面においては、除草、芝刈り、樹木の剪定、根土入れ、費用代等に18年度は631万5,000円の費用が発生しています。グランドゴルフ場だけの面積で見ますと、18年度は235万円がシルバー人材センターに支払われております。

続いては、大変厳しい財政事情の中、市外からの利用者及び市内の利用者でも65歳以上の元気カードの交付を受けている人以外は有料化する必要があると考えますが、環境経済部長の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいいたします。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 奥村議員の郷土愛をはぐくむ教育についてのご質問にお答えをいたします。

野洲市内の小学校におきましては、地域住民の方を交えて、あるいは指導者として招いての教育活動は大変盛んに行われています。特に、低学年の生活科や3年生以上の総合的な学習の時間におきましては、昔の遊び体験、稲作体験など、さまざまな体験活動が実施されています。稲作体験では、5年生で田んぼの学校として地域の方々の絶大なご協力を得て実施しております。その中で、足踏み脱穀機なども取り入れているところがございません。

次に、各小学校には、かつて生活の中で使われてきたこたつや石うすなどが、地域の方々のご好意によって寄贈されています。残念ながら点数につきましてはちょっと不明でございます。これらを使っでの学習としては、3年生社会科において、人々の生活の変化を理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにするという目標に沿って、

体験的な学習が行われております。ただ、このような民具に対して、管理、保管状態や扱い方の知識が十分でない現状であり、今後、歴史民俗博物館との連携のもとで、管理と共に子どもたちに体験的な学習を充実させていきたいと考えております。

また、明治に出土した銅鐸が散逸した原因には、議員ご指摘のとおり、銅鐸についての歴史的価値の認識が十分でなかったことが大きいと考えられます。専門家によってしっかりと評価することが肝要であり、正しい資料の評価があつてこそ、その活用方法も定まると考えられます。このようなことも踏まえ、民具、資料については博物館で学術的価値に配慮しながら収集し、保管に努めており、民具展示も年に一度開催しております。今後、各小学校に保管されている民具についても、その取り扱い方や有効な活動についても博物館と連携し、配慮していきたいと考えております。

チルドレンミュージアムの併設をとのご提案でございますが、博物館はそれぞれが特色を生かしていくことが大切であると考えておりますので、現在のところ、設置の予定はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） 奥村議員の学童保育所の保育料滞納状況についての4点のご質問にお答えいたします。

1点目の平成19年1月末現在の滞納額についてですが、平成17年度分は3カ所の学童保育所で7名、34万9,000円が未納となっております。また、平成18年度分は学童保育所別には2件から8件の滞納者がありまして、全体で24名、71万2,850円となっております。つきましては両年度におきまして、106万1,950円の滞納額となっております。

2点目の保育料徴収の実態についてのご質問でございますが、基本的には口座振替による徴収をしておりますので、月末に残高不足などによりまして、振り替えできなかった方につきましては、翌月に催促の通知をしております。

3点目の滞納保護者への対応につきましては、催促通知や電話、面談などによりまして対応をしております。また、平成19年度の入所申し込みの説明会におきまして、これは10月に実施いたしましたが、3カ月以上保育料が未納の場合は退所していただくというふうなことの説明もしております。

第4点目の就学援助対象児童の滞納の実態についてでございますが、就学援助対象児童

といいますのは、所得の低い方やひとり親世帯のことだと思いますが、そのような世帯に對しましては減免を行っております。学童保育所における保育料の減免の対象は、まず生活保護を受けておられる世帯、それから、要保護家庭、要保護家庭といいますのは、生活保護は受給されていませんが、相当生活が困窮されているご家庭のことです。それから、母子、父子家庭、祖父母家庭となっております。減免につきましては2割から10割の減免を実施しております。その中で、滞納となっております母子、父子家庭の方が9人いらっしゃいます。現在の保育料につきましては1万1,000円から8,000円をいただいておりますが、滞納が続きますと金額が大きくなりますので、納付につきましては分割にするだとか、いろんな意味での相談を受けながら対応しております。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 奥村議員の質問にお答えいたします。

蓮池の里多目的公園のグランドゴルフ場は、昨年5月のオープン以来、好評を得まして、多数の方が市内外から来場され、特に好天日には大変混雑するようになってきました。このため、本年4月1日からは朝から午後1時までの時間帯は市内在住者、または在勤、在学者のみの利用とすることとしております。また、ご承知のとおり、当地は埋め立て管理をした市の一般廃棄物最終処分場について、利用者の安全を確保した上で、地元及び周辺などの強い要望もあって、跡地の一時的な有効利用として全体を公園化し、その一部をグラウンドやグランドゴルフ場として暫定利用したものでございます。現在の維持管理費はご指摘のとおり公園全体については年間約630万円を要しております。グランドゴルフ場のみに係る直接的な維持管理経費は、その4分の1程度であります。ご質問のとおり、財政厳しい折、この管理運営経費に充当するため、使用料または管理協力金などとして使用者にご負担いただくことも有効とも考えております。

しかしながら、散策者なども含め、誰でも、どこからでも入場できる公園の一部をグランドゴルフ場として利用しているという特徴から、有料化に向けては施設の囲いなどの施設整備費や、より細やかな管理を行う人件費など、一定の経費も必要となります。このような管理面の内容について、費用対効果を勘案し、また、先ほど申し上げました4月1日からの使用者区分による利用状況の変化や散策者など、他の利用者の意見も把握し、他市町の同様な施設などの状況の詳細も調査した上で、今後の管理、運営方法などについて検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、郷土愛をはぐくむ教育についてでございますが、5点質問、再質問をいたします。4年生の社会科のカリキュラムの中では、昔の生活について学ぶという授業がありますが、当市の各小学校では、栗東歴史博物館まで出向いて勉強をしているのが実態であります。各小学校の教室等で保管されております民具、資料等は博物館に関してはどうかと思います。教室が足りない、足りないということを教育委員会おっしゃっているのですが、現状におきましては、中主小学校、北野小学校、三上小学校には、こういったものが入れられておりまして、教室が有効に使われておりません。教育長も中主小学校の校長をしておられましたのでご存知だと思いますが、中主小学校にはエゾシカの立派な角のシカが一對、教室にあります。これは机やかいすで積み上げて、バリケードをなしています。全然教室が使い物になってない。それと、三上小学校もそうです。同じことです。野洲の小学校建て替えられた時に、三上小学校の空き教室へ随分いろんなものを運び込まれて、それがいっぱい詰まっています。北野小学校も見せていただきましたら同じようなことであります。そんなことで、まずこういった教室の有効活用をするにつきましては、歴史民俗博物館にこの際移管したらどうかと、現場の方も強く望んでおられます。それから、地域の方から寄贈を受けた、各小学校で保管されている農機具、民具類がずっと私も見て回りましたら同じものが随分あるのですよ。ですから、また、それと歴史民俗博物館の倉庫を見せてもらいましたら、小学校にあるものと、随分これも重複しています。従いまして、こういった重複しているものが数多く見受けられますので、この際、各小学校で保管されているものは先ほども言いましたように、博物館に移管して整理されたらどうかというふうに思います。特に、祇王小学校の場合は、外に倉庫を建てて、中見ましたら、もうこれはごった煮に積み上げてあるのですよ。雨ふりのあと行ったのですが、ものすごく湿気がありましてですね、あれじゃ虫が食うし、腐りますし、古文書なんか、ダンボールの箱に詰められているのですが、見てみたら、随分やっぱり湿気を帯びているのです。ああいうのはもう腐ってしまいますよ。だから、この際、やっぱり博物館できちっと湿度、温度管理がされているところで管理した方が、せっかく地域住民から寄贈受けているのですから、きちっとやはり管理して、有効に使われる必要があるのではないかとということで、この辺、どのように教育長、考えられるのかお伺いしたいと思います。

それと3つ目は、20年、来年11月には民俗博物館開館20周年を迎えるわけですが、館内のリニューアルを現場の方ではしたいというふうに意向を持っておられます。これを機会に、ぜひ民俗博物館の方に、チルドレンミュージアムも、先ほど計画ないというようなことをおっしゃっていましたが、もう一度ご検討いただけたらと思います。栗東博物館までわざわざ出向いて授業をしなくても、せっかくいい博物館があるのですから、学校によっては2回に分けて行っています。そのようなことで教育長の見解をもう一度お伺いしたいと思います。

それと、5つ目は、当市の放課後児童クラブの運営基準では、学童の入所対象児童が小学校1年生から6年生までとなっているのですが、入所希望者はご存知のとおり非常に多い、定員オーバーしたということになっているのですが、これまで市長もたびたび話しておられますが、特別な事情のない限り、やはり3年生までとするべきだと思うのです。つきましては、こういった児童につきまして、地域でやはり自治会館等も利用されて、退職された先生に見てもらおうということも必要ではないかというふうに思います。私ども西河原自治会では、昨年から毎週水曜日に自治会館利用して、習字をなっております。だから、やはりこういったことで、地域の子どもは地域で育てるという意味からも、こういったことも必要ではないかと思えますけれど、どのようにお考えか、お願いをしたいと思います。

次に、学童保育料の滞納状況について質問をさせていただきます。

入所児童の1人当たりの保育料の月額が1年生1万1,000円、2年生1万円、3年生9,000円、4年生から6年生までは8,000円となっております。4年生まで1,000円刻みでこの料金体系をしておられる理由は何か、お伺いをしたいと思います。

隣接の市、3市は、一律9,000円に設定されているわけです。当市の場合でも、1年生から3年生までで1,000円刻みで、1、2、3、3万円になります。それから4年生から6年生までですと、3×8、24、2万4,000円でトータル5万4,000円、そうすると、1年生から6年生まで平均しますと9,000円ですので、料金の設定について、何でこれ1,000円差でこういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

それと、間食費の徴収ですが、当市は行っておりませんが、子どもが食べるおやつ代は保育料とは別に徴収する必要があるのではないかと思います。先般、秦議員から市民健康福祉部次長の田中次長に、おやつ代どうしてるのだと。もらってないということで、こ

んなもの子どもが食べるおやつ代ぐらいもらわないとだめじゃないかというようなことで秦議員おっしゃっていたので、早速私も両市、栗東、草津、守山を調べましたら、ちゃんと条例をつくりまして、間食費、おやつ代は2,000円徴収するということになっています。草津、栗東も調べましたらおやつ代は2,000円ということで、こういった入所案内にもはっきり決めておられますし、条例でも保育料と間食費はきちっと明記しておられます、そんなことで、やはりこういった間食費は別にもらうべきだと。それと、栗東なんかは教材費として、別にまた1,000円徴収しておられます。この辺につきまして、本市として、やはり検討する必要もあるかと思しますので、お伺いしたいと思います。

3つ目は、守山市の場合は滞納保護者への督促状ですけれど、これは市長名で出ておるわけです。うちの場合は誰の名前で督促出ておるのか。3カ月以上の場合は、先ほども言いましたように、回答がありましたように、登録抹消するということですが、守山市を例にとりますと、その月に口座の引き落としができなかった場合、即もう来月はこれだけ引き落とししますよというのが市長名で出ています。3カ月滞納したら、もう入所お断りしますよということもきちっと書いています。だから、うちの先ほど言われた滞納、トータル106万1,960円あるのですが、これ17年度からあるのですな。17年、18年とあるわけです。これずっと見てみますと、三上小学校は学童保育料の滞納もないし、先般の学校給食費の滞納もありません。さすが、やはり市長のおひざもとであって、住民の皆さんの規範意識が高いのじゃないかというふうに思っておるわけですが、この学童1人当たり、財政からの持ち出し金額が学童の1人子どもを預かるのに、今、財政からの持ち出し13万9,000円余り、約14万円かかっているのです。にもかかわらず、こんなたくさんの滞納があるということは、これはけしからんと思います。いろいろと保護者、いろんな要求をこの学童保育については突きつけておりますけれど、払うものを払わないで要求ばかり突きつけられていたら、もうたまったものじゃありません。非常にこの財政厳しい中で、学童に来ている子は14万円近い金が財政から出ておるわけですから、この辺、しっかりとやはり徴収については考える必要があるかと思しますので、この辺につきまして答弁をお願いしたいと。

4つ目は、学童の児童数に見合った、今度2学童ふえまして8学童になりましたね。この学童の児童数に見合った専任指導員と、非常勤の生徒指導員の配置について、各学童別にお聞きしたい。または障害児の入所している学童保育所には、加配があると思しますので、この実態についてお聞かせいただきたいと思します。

次に、蓮池の里グランドゴルフ場について再質問をいたします。

蓮池の里の処分場は、国庫金の補助金は受けておりません。水処理施設としては県の補助金は受けているものの、敷地内の一部をグランドゴルフ場として活用し、有料化することにつきましては、廃棄物処理場からも何ら問題ないと滋賀県の資源環境推進課及び南部振興局の環境森林整備課からも私も行って聞いてまいりましたら、そういう回答をいただいております。ついては、財政事情大変厳しい中でありますので、市の収入になることを第一に考えていただきまして、有料化することについても、もっと積極的にやっぱり考えていただきたい。ちなみに野洲川河川公園グランドゴルフ場、希望が丘文化公園グランドゴルフ場は、いずれも有料であります。日野川グランドゴルフ場も年会費を取られてメンバー制にしておられます。有料化することについて、先ほど部長から施設の整備が必要という答弁をいただきましたが、施設の囲いや整備は私も何回か現場へ行っていますので、見てみますと、囲いのないのは大体12番ホール当たりの南側と14番ホール当たりの北側の一部とゲート付近であります。この辺はネットフェンスで囲えば対応ができると思います。やはり最小の経費で最大の効果が上げられるよう、有料化することについて、もっとやはり知恵を絞っていただいて、財政厳しい折ですので、有料化についても前向きに、もっと検討をいただきたいというふうに思います。

再質問を終わります。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの奥村議員からの再度のご質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目についてでございますが、既に市内小学校におけます民具資料の保管状況につきましては調査をいたしております。今、申されましたように中主小学校では図工準備室に収蔵されておまして、棚の上、棚の中、部屋の隅、暗室などに分散はしております。そして、一部は活用されておりますが、大きな湿気等の影響も少なく、場所としては劣悪ではございませんが、いずれにいたしましても、各小学校一部活用されているところもあるのですが、全体に整理を進めて、活用しやすくする方がいいだろうと、このように思っております。また、学校側としましては、教室の有効利用という観点から寄贈いただきました民具や生活用品、農具などを使っての校内での授業で、児童に体験させるものと、そうでないものを整理をしていく必要があると考えております。

2点目につきましては、議員ご指摘のとおり、歴史民俗博物館の収蔵庫にも市民から寄

贈いただきました民具資料、非常に多く保管をいたしてありまして、それらを公開して、年1回民具展を開催をしております。収蔵庫のスペースの関係もございますので、資料の価値が高いもので、しっかり温度管理、あるいは湿度管理をしての保存が必要なものには、どんな資料があるのか、歴史民俗博物館におきましても調査をしていきたいと、このように考えております。

そして、次に3点目の開館20周年を機にチルドレンミュージアムを併設してはどうかと、こういうようなご意見ではございますが、先ほど教育長申し上げましたが、それぞれの博物館にはそれぞれ固有のテーマをもって建設をされております。したがって、隣接する市が同様の機能を重複して整備するよりも、相互に利活用していくことも大切な視点であると考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） それでは、奥村議員の再質問にお答えします。

第1点目ですが、学年によって違う保育料の理由についてでございますが、質問の中にもありましたように、現在は4年生以上は一律8,000円ですが、1年生から3年生までは学年ごとに1,000円ずつ違ってしております。この理由につきましては、合併前の中主町の保育料の形にあわせたものでありますが、就学前の保育園の保育料が0歳児と5歳児とでは年齢によりまして保育に係る負担が随分違うために保育料が違ってしております。そのことと同じ考え方で学年により違う保育料が設定されたものだと思っております。このことも含めまして、就学前の子どもたちと小学校の児童たちでは随分と負担というのは違ってきますので、1年生から6年生までで負担が違うということは考えられませんので、このことも含めまして、平成19年度に保育料の見直しを考えておりますので、その中で検討していきたいと思っております。

第2点目は、おやつ代は別にもらうべきではないかというご質問でございますが、現在、負担していただいております保育料には、確かにおやつ代が含まれておりますが、先の質問でもお答えしましたように、平成19年度に保育料の見直しを考えておりますので、おやつ代についても実費等として負担していただくという方向で検討していきたいと思っております。

それから、3点目の保育料の督促状は誰の名前で出しているのかということでございますが、利用者の方に対しまして、口座振替ですので、月末に入っていない方については、

督促状は市長名でいたしております。平成19年度からは、先ほどの質問でもお答えしましたように、3カ月以上滞納された場合には、退所していただくということを説明しておりますので、そのような対応をしていきたいと思っております。

それから、4点目の専任指導員と障害児加配の職員の配置人数についてでございますが、野洲市放課後児童クラブ運営基準によりまして、児童数が30人までは専任指導員を2人以上、それから、40人までを専任指導員2人以上を含む3人以上とするというふうに決めております。また、学童保育所に障害を持つ児童が入所する場合は、その保育の必要に応じて、適切な人数の指導員を配置するというふうになっております。障害児を持つ児童が入所する場合は保育の必要に応じてと言いますのは、それぞれの障害児によって重さも違いますし、加配の人数も違って来るわけなのですけれども、学童別に申し上げますと、野洲第1学童では嘱託2名、臨時2名、それから障害児加配2名の6人体制の予定をしております。それから、野洲第2学童におきましては嘱託4名、臨時1名、障害児加配3名の計8名です。三上学童では嘱託2名、臨時1名、障害児加配が3名の計6名です。北野学童では嘱託4名、臨時4名、障害児加配1名の9人体制です。祇王第1学童では嘱託4名、臨時3名、障害児加配2名の計9名です。祇王第2学童では、嘱託2名、臨時1名、障害児がおりませんので、その3名で対応します。それから、篠原学童は嘱託3名、臨時3名、障害児加配1名の計7名です。中主学童では、嘱託4名、臨時3名、障害児加配1名の計8名、計56名の職員で対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 奥村議員のご質問に再度お答えいたします。

まず、他施設の状況につきましては、調査を進めているところでございますが、野洲川河川公園及び希望が丘のグランドゴルフ場は使用料として徴収されております。日野川グランドゴルフ場につきましては、会費制ということでございますが、これはグランドゴルフ協会の年間費ということで、協会の大会や例会に充当されているということで、市のグランドゴルフ場の使用料としては無料ということになってございます。他の施設もいろいろ調べてございますが、施設によって運営形態はさまざまとなっているようでございます。それで、蓮池の里グランドゴルフ場についてでございますが、今後における有料化も含めまして、施設の有効利用方法について積極的に検討してまいりたいと考えております。そのため、先ほど申しました事項の他にも、安全面はもちろんのこと、利用促進なども視野

に入れまして、市の体育施設の位置づけについての関係機関との調整を行うなど、全体的な管理体制を見直す必要がありますので、関係者のご意見などもお聞きしながら、検討を進めてまいりたいと思います。平成19年度中には、一定の方向を見出していきたいと考えてございます。

以上でお答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） 再々質問をさせていただきます。まず、郷土愛をはぐくむ教育についての再々質問ですが、栗東の歴史民俗博物館では、敷地内に明治初期に建てられました民家を平成6年に移築されまして、昔の生活が体験できるようにされております。先般も行きましたら、篠原小学校の子どもが来まして、おくどさんで火吹き竹を使って、かまどでお湯を沸かしたり、たらいで洗濯板を使って洗濯をしたりとか、いろいろなそういう実習を向こうでやっておるわけなのですが、野洲市におきましても、民俗歴史博物館、あそこは非常に広い敷地なのですが、こういった古い民家が出た場合、敷地内に移築をしたらどうか。あの付近に1件あるということは聞いておりますけれど、学校、小学生がわざわざ向こうまで行って、実習をしておるわけなのですが、栗東の移築されているような、ああいう民家が市内にもあれば、移築を検討されたらどうかというふうに考えますが、教育長、どのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

それと、学童保育料の滞納でございますが、先ほどの答弁も3カ月以上滞納したら退所していただくということになっていきますということなのですが、これまでに、こういったことで3カ月以上滞納された児童があるのかどうかお伺いをしたいと思います。これ、もう17年度からの滞納がありますので、非常にどういうこんな17年度から滞納、非常にこれも悪質だと思います。これについてお伺いしたいと思います。

それと、この滞納につきまして、関連しますので、関連質問としまして、教育長にお伺いしたいと思います。昨年の12月議会で学校給食費の滞納状況について私、質問させていただきました。教育委員会で調査された結果、12月1日現在で滞納総額は191万4,000円あるということが判明したわけなのですが、この滞納者の中には14名が既に市外へ転出しているということがわかりました。徴収がその後、どのくらい進んだのか、現在の徴収状況について伺いたしたいと思います。これは、悪質な滞納者については、教育部長の12月の答弁で法的措置を視野に入れて検討していくという回答、答弁をいただいておりますが、こういった悪質滞納者についての法的措置については、現在どうされている

のかお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） 奥村議員の再々質問にお答えいたします。

3カ月以上滞納されている児童があるのかどうかというご質問でございますが、先ほど17年度分と18年度分の滞納者の人数を申し上げましたが、17年度分で7人の方のうち5人の方が3カ月以上となっております。また、18年度分につきましては、24人中の11人の方が3カ月以上の滞納となっております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午後3時54分 休憩）

（午後3時54分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） 3カ月以上滞納された方で退所していただいた方があるかどうかというご質問ですね。保護者の方に昨年10月の入所説明会のときに申し上げましたので、今のところ、退所していただいた方はございませんが、19年度の申し込み時において、3カ月以上滞納の方につきましては待機というふうなことでさせていただいております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 奥村議員の再々質問にお答えを申し上げます。

貴重なご提案をいただきましてありがとうございます。ただ、本市の博物館は二千数百年前に鑄造され、使われまして本物の銅鐸を4口展示をしております。日本で唯一の銅鐸に関する銅鐸博物館であるところに、本市の歴史民俗博物館の存在意義があると考えております。そうした銅鐸に関するテーマを中心にしながら、20周年に向けましてリニューアル整備を現在検討しておりますので、今後、その中で民家の移築と活用について、その意義と活用性を探っていきたいと、このように思っております。

それと、続きまして給食費の滞納のご質問でございますが、12月以降、滞納となっております11人の納付義務者から13万8,280円を徴収いたしました結果、本年2月20日現在の滞納額は185万9,715円でございます。未納となっております納

付義務者は50名でございます。本年2月末までに学校長、園長名で過年度の給食費未納分の確認と、納入を求める通知を発送いたしております。学校、または教育委員会に連絡をいただくように通知しておりますが、連絡のいただけない納付義務者に対しましては、再度校園長名前と部長名の連名によります督促通知を発送をいたし、過年度分の徴収に努めていきたいと考えております。また、さらに悪質な納付義務者に対しましては、手軽な法的手段といたしまして支払い督促や少額訴訟の活用についても検討していきたいと考えております。なお、ご質問の転出された滞納者の滞納額につきましては、納付義務者1人から児童生徒2人分、7,200円を徴収いたしまして、3月6日現在でその結果、転出されている滞納の納付義務者は7人となりまして、児童生徒は12人分に当たります。転出されての滞納額は30万5,340円となっております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第3号、第4番、内田聡史君。

4番（内田聡史君） 4番、内田聡史です。私は発達障害について質問させていただきます。

午前中にも代表質問で同様の質問があったと思いますが、確認の意味を込めまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成13年に文部科学省は、今まであった特殊教育課の名称を特別支援教育課に変更し、盲、聾、養護学校と特殊学級における教育に加え、学習障害と呼ばれるLD、注意欠陥多動性障害と呼ばれるADHD、そして、高機能自閉症などのいわゆる軽度発達障害に対し、積極的に支援を行うようになり、平成17年4月1日から発達障害者支援法が施行され、平成19年度より地方自治体は、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、LD、ADHDと、これに類する脳機能に障害のある子どもの早期発見、早期治療を行うための施策を講じなければならなくなりました。これは、現在まで行われてきた障害の種類や程度に応じて、特別な場所で指導を行う特殊教育から、すべての子どもたちを区別なく、子ども一人ひとりのニーズに応じて適切な支援、対応を行う特別支援教育への転換を行うものであります。つまり、障害のある子どもの乳幼児期から学校教育、また、学校を卒業し、就労に至るまでの生涯を通じた中長期的な視野に立ち、発達障害を抱える子どもたちや、その保護者への支援を含め、指導や相談に当たる専門家や医療、福祉、学校、労働等の一貫したネットワークが必要ということであります。発達障害はめずらしい障害ではなく、文部科学省の調査では、ADHDや知的障害を伴わない高機能自閉症の疑いのあ

る児童・生徒は、全体の6.3%となっており、その割合は年々増加傾向にあるようです。軽度発達障害といっても状態像はさまざまであり、子どもの個性や年齢、状況、周りの環境によって異なっています。これらは脳機能の部分的な障害のため、学習面、対人関係、コミュニケーションに特異な構造を示すことが主な特徴です。精神医学的に取り扱われている障害とその周辺の障害がほとんどであり、周囲が理解を示さなければなりません。また、軽度とは、障害の程度が軽いことを意味していますが、問題が軽いというわけではありません。特に、自閉症を中核とする自閉症スペクトラムと呼ばれる広汎性発達障害の場合、その半数以上は知的障害を持たず、そうした高機能では、今まで一般的にとらえられてきた障害のイメージとは違って見えるが、幼少期からの一貫した指導がないと二次的な問題が大きくなり、知的な能力は高くとも社会適応が難しくなることがあります。また、軽度発達障害においては、従来どおりの障害というイメージしかない、保護者や子どもを取り巻く回りの大人が障害としてとらえられなくなり、間違った対応をしてしまうことにもなります。そして、保育所や幼稚園、小学校等の教師にも軽度発達障害の認識がなければ親のしつけや家庭環境の問題と解釈してしまうこともあるようです。発達による変化は、幼児期には個々により大きく、それが、障害と見極めるのが非常に困難であります。保護者や教師、そして、子どもに関わるすべての人への啓発や認識を深めねばならないと考えます。軽度発達障害を持つ子どもは早期に適切な対応を行うことにより、順調に成長していきますが、逆に、正しく理解されず、間違った認識により発見されなかったり、適切な対応がされなかったために、いじめの標的となったり不登校、虐待、家庭内暴力等の問題に発展することも少なくないのが現状であります。さらには、最近、特に世間を騒がせている若年層の凶悪な犯罪事件にも発達障害が影響していると言われております。県内においては、甲西町がいち早く平成12年度から文部科学省の学習障害に関する委嘱事業を受け、モデル地域として実践研究をしており、平成15年には滋賀県LDチーム、平成16年には特別支援教育推進体制モデル事業専門家チームが研究成果をLD、ADHD高機能自閉症ガイドブックとして作成し、軽度発達障害の早期発見、早期対応ができるように取り組んできております。近隣市においても発達支援センターを設置し、相談支援、療育支援、就労支援、また普及啓発に取り組んでいます。本市においても19年度予算に新規で特別支援教育の推進として410万円の費用を計上されております。今後の軽度発達障害を抱える子どもたちやその家族への支援体制強化に期待をしたいと思っております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

本市において、近年の発達障害に関する相談窓口の相談件数は何件でしょうか。

2点目、本市の発達障害の疑いのある子どもの人数と出現率はどのようなものでありますでしょうか。

3点目、本市の今日までの取り組みと今後の支援に対する進め方と考えをお聞かせ下さい。

4点目、軽度発達障害に対する正しい理解やその支援についての啓発はどのようなものになっていますでしょうか。

以上4点、よろしく願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 内田議員の発達障害に関する質問についてお答えをいたします。

1点目の発達障害に関する相談件数であります。平成18年度1月末で428件ありました。内訳といたしまして就学前で327件、就学後では101件であります。

2点目の発達障害の疑いのある子どもの人数及び出現率であります。就学前では平成17年度末で1歳から5歳児、3,155人の乳幼児に対し、支援の必要な子どもは243人で、7.7%の出現率であります。また、平成18年9月現在で、小学校6校、中学校3校あわせて4,325人の児童・生徒に対しまして、特別支援対策の必要な児童・生徒は299人で6.91%の出現率であり、就学前、就学後あわせると7.2%の出現率となります。

3点目の、今日までの取り組みと今後の支援の進め方についてであります。就学前については障害児支援システムとして野洲市障害児指導対策委員会の組織がございまして、関係各課が相互に連携をとりながら、発達支援の必要な子どもに支援を行っています。相談件数は毎年増加し、就学後も継続して相談を受けたいという保護者も増加していることから、平成19年度より本格的な特別支援教育がスタートします。また、総合体育館の隣になかよし交流館の建設が進み、新しい年度、新年度より開館する予定ですので、軽度発達障害児が体を動かすよい場所、そして、その家族の方々が交流していただけるよう願っています。また、ふれあい教育相談センターで実施しています早期療育通園事業及び巡回発達相談事業も大切であり、これらの各事業が関連を持たせまして、就学前から就労するまでの一貫した相談支援システムの確立を目指しています。

4点目の、啓発に関する質問であります。児童・生徒への特別支援は大切でありますので、教職員への研修を教育研究所が中心となって特別支援教育講座を進めています。ま

た、既にPTA活動で、一部ですが、研修されておられます。保・幼・小中学校の保護者の方々への啓発活動はもちろんのこと、市民の理解が大切でありますので、新年度より広報やすにおいて啓発活動を進めてまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） それでは、再質問させていただきます。

国が軽度発達障害に支援を行うようになった平成13年度には、本市において就学前、就学後あわせて108件の相談があり、法律が施行された平成17年度は就学前、前後あわせて290名と近年、加速度的にふえてきております。そして、ただいまの答弁いただきました今年度の相談件数は1月末で既に昨年を越える428件とのことであり、この数字をみても明らかであります。今後の本市の特別支援教育体制の強化は急務であると考えております。学童期の全国平均の出現率は7.8%であり、本市の6.91%という数字は全国平均よりも低い数字であります。いまだ発見すらされず、放置され、支援を必要とする子どもが私にはいる可能性があるように思われます。就学前243人、それと、学童期の299人、このようにたくさん発達障害を抱えている子がいる中におきまして、平成19年度から本格的な特別支援教育がスタートすることではありますが、その事業の詳細や効果、影響についてお伺いいたします。

また、（仮称）発達支援センターの確立を目指すとありましたが、既に近隣の守山、湖南、近江八幡などでは発達支援センターを立ち上げ、草津市においても来年度に設置が決まっております。本市の相談件数や軽度発達障害を抱える子どもや、学童期を終え、就労期を迎える人が加速度的にふえている中、保健、医療、教育、福祉、就労と一貫したシステムを担う機関であるセンターの設置は早急に進めるべきだと考えますが、いつごろを目処に開設されているかをお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 内田議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、発達支援センター、先ほど教育長が申しあげました就学前から就労するまでの一貫した相談支援システムの確立を目指していますと申しあげましたのは、午前中にも市長が申しあげました発達支援センターの設立、あるいは確立を目指していくと、こういうふうな意味合いでございます。そのセンターの設立の目処につきましては、可能な限り早く

とされているのですが、19年度中いっぱいにかかるだろうと、このように思っております。と申し上げますのは、本市の来年度の野洲市発達支援センターを設立するための検討協議会をまずは立ち上げて、その検討協議会のメンバーとしましては、医療関係者あるいは学識経験者あるいは就労支援の面から、あるいは社会福祉協議会とか親の会とか、そうした方々にも参画をいただきながら、こちらが掌握しておりますのは、既に何市かが先に発達支援センターを設立して、県内ではスタートをされておられますので、言いかえまして、1周遅れのトップランナーというメリットと申しますか、そういう発想でいいものを目指そうと、このような考え方で慎重な検討なり、あるいは協議会を設置しての準備を整えて20年度からの設置に向けて進めていきたいと、このように考えております。

それと、その事業の詳細あるいは成果と、こういうふうなお話でございましたが、議員のご意見にもございましたように、今年度から就学児の、小学校、中学校を対象にしたそういう発達相談をきちっと充実をしていくと。先ほどの相談件数にもございますように、学齢期に入るとの相談件数がかくんと少なくなります。と、申し上げますのは、基本的には就学前から継続して相談を依頼されるケースを中心に相談員の対応をしてきたわけですが、毎年相談件数がふえてまいりますので、今年、19年度から今度予算をお認めいただけますと、心理判定員と巡回発達相談員を新たに雇用をいたしまして、そうした学齢期の発達相談の部分の充実をしていきたい、このように考えておりますし、その心理判定員につきましても、むしろ臨床の心理士よりは発達系の心理士の方をきちっといい人材を求めて、そうした相談なり支援なり、あるいは特別な教育の支援が充実をしていけるように、このようなことを考えております。

以上でよろしいでしょうか。以上でお答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） 最後に、今問題になっております薬物の関係なのですが、インフルエンザの病状にタミフルを使用して亡くなるということも起きております。または、発達障害において薬物療法も進められております。この点についてお伺いしたいと思っております。

発達障害の認知が広がることで、就学前の保健現場、就学後の教育現場、そして、医療現場では慎重かつ適切な対応が、連携が非常に重要となってくると考えております。近年、ADHDをはじめとする軽度発達障害に薬物療法が有効であるということで、投薬治療が行われています。アメリカでは1993年から2003年の間に19人の小児を含む25

人がADHDの治療薬服用後に死亡し、26人の小児を含む54人が心臓発作、脳卒中、高血圧症、動悸、不整脈を伴う非致死性の心血管疾患を発症したとの報告もあります。また、ADHDの治療薬には、副作用として、食欲抑制作用があり、これが身長や体重の抑制をもたらすという研究結果があります。文部科学省の特別支援教育のあり方についての最終報告の中において、ADHDの子どもに対しての指導方法として、中枢刺激剤の投与が進められております。また、県の教育委員会が出しているガイドブックの中にも、特別支援教育と医療の項目の中で、医療と教育の連携に当たっての留意点と薬物療法の開始に当たっての注意点が書かれておりますが、薬物療法の副作用による危険性までは述べられておりません。発達障害の子どもたちがふえてきており、対応し切れず、簡単に投薬治療を選択肢として投薬で抑えることのないようにと考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それではADHDに対する薬物療法の再度の質問にお答えをいたしたいと思っております。

この薬物は、リタリンという薬物でございますが、これはご質問にありましたように、アメリカはかなり使っておられまして、日本ではかなり慎重に使っているという状況でございますけれども、かなりこのADHDに対しては大体60%から80%程度の効果があるというふうな状況でございます。特に、不注意だとか多動とかいう点については、非常に効果があって、学習効果あるいは人間関係が改善されるというような効果が出ております。私どもの市内での治療、投薬を受けている子どもの状況の実数的なところはまだ把握はしておりませんが、市内の中でこの投薬治療を受けておる子どもはいらっしゃいますが、現在、保護者から特別に、今、この点について問題があるというような相談は受けていないという状況でございます。ご質問にもございましたように、この投薬は非常に子どもの状態に応じて処方を変えてまいりますので、当然、家庭の状況、学校の状況、保護者の状況等もあわせた正しい情報が投薬をしていますお医者さんに連携をきちっと伝えることによって正しく使用ができますので、今後、そういう意味では教育の現場、それから私どもの健康、ヘルスサイド等と連携をしながら慎重に考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第4号、第8番、西本俊吉君。

8番（西本俊吉君） 8番、西本俊吉です。けさ、テレビを見ておりましたところ、関

東の方だと思うのですけれども、受験を控えた高校生がたまたま交通事故の現場に出くわし、そして、勇気を持って車内に閉じ込められているお年寄りをフロントガラスを素手で割って助け出した、出た途端に車が全焼したというようなニュースをキャッチしました。最近、非常に世相といたしましては、いじめとか、それから犯罪、自殺、いろんなことで子どもたちにとりましても決して明るいニュースの少ない時代に、非常に立派な子どもがいてくれるなど、ある意味では朝から元気を与えられながら、この議場に入ってきた思いでございます。

さて、昨年から進めてこられました学校給食センターの建設工事は、多くの方々のご努力により、立派な施設がいよいよ完成に近づいてきております。子どもの安全を守りたいと市民の皆さんに公約しながら、この場を与えていただいている一人の議員として、本当に心から喜びを感じると共に、今議会におきまして、施設完成後の学校給食の関係に対して、質問をさせていただきます。

私たちの子どもの時分には、戦後間もないころでもあり、量的には決して十分とはいえませんでしたけれども、本当に自然豊かな食べ物、食に囲まれながら育ってまいりました。しかし、昨今、子どもたちの食するものの中には、加工食品などが多く氾濫し、その中には味覚をよくする目的で投入されている化学調味料をはじめ、いろんな添加物が入っております。今の子どもたちは、その味に慣れてしまって、本来の味覚が失われているのじゃないかなという思いを持っています。いわば、食べ物の持つ本来の味覚、日本のこの四季を通じての季節感、そういうものがわからない子どもがふえてきているのです。医学的にも食べ物の偏りにより、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームなども大きな問題と指摘する学者もおられます。このことから、大きな社会問題として取り上げられ、食育、すなわち食べ物に対する全体的な教育が大きな課題となってきております。

本題に入らせてもらいます。

第1点目、いよいよ9月から新しい学校給食センターが稼働します。市の未来を託す全児童、生徒、園児に対して、直営炊飯ラインを備えた温かい米飯給食が実施できる運びとなりました。私は、その給食を受ける子どもの立場に立ちながら、約5倍の規模となる新センターにおいて、現在の中主給食センターで実施しているいろんな工夫、特に手づくりの味を生かした献立内容を堅持し、食教育の観点からも、さらに、この給食の内容の充実に努めていただくべきと考えますが、これに対する市の基本となるご答弁を求めます。

第2点目、完全給食の導入に期待する声と共に、残念ながらうまくスタートできるかと

の不安を抱えておられる実態があり、私もそういうような声を聞いております。調理部門だけでなく、指導的立場におられる教職員への事前研修などを十分に実施し、受け入れ態勢を整える準備が必要かと思えます。いかがお考えですか、お尋ねいたします。

3点目、食育基本法、これは一昨年6月、法律第63号で成立しているのですけれども、これが制定され、食育の推進に関する取り組みが国、県、各自治体において推進される運びとなっています。子どもたちに食べ物に対する知識、健康の大切さ、また、環境を守ることの必要性、生産者の顔が見える地産地消の促進など、この基本法に基づく推進計画の策定について、本市が現在においてどこまで進んでいるのか、お尋ねいたします。

第4点目、学校給食で使う食材について、地元で生産される野菜などの地産地消の促進は食教育の観点からも大事なことと考えます。現在の割合をさらに高めるための計画、できればスタートでどの程度をやり、1年後、さらにどれぐらいの数値目標を持って地産地消を展開していくか、できれば、そのプランをお聞かせいただきたいと思えます。

第5点目、特に、地産地消の中でも、米飯給食の主食となります米についてお尋ねいたします。今現在は、市内農家との契約栽培によるシルキーライス、銘柄はコシヒカリ、ヒノヒカリを購入しております。新センターで使う総量がいったい幾らぐらい、何トンぐらいになるのか、その辺も試算的にされていると思えますので、お聞かせいただくと共に、その購入調達についての具体的な方法を示していただきたいと思えます。

最後に、資源の節約と自然環境の保全は地球規模の大きな課題でもあります。学校給食において残食、いわゆる残飯が少ないに越したことはありません。しかしながら、ゼロというわけにはなかなかまいりません。そこで、リサイクルするという一環として、ET菌を使ったいわゆる堆肥化、肥料としての再利用、そういうものを活用し、環境こだわり農業を実践している生産者の方に有機肥料として提供、活用していただくべきと考えますが、これについての市の対応をお尋ねします。

以上、質問とします。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 西本議員の学校給食での食育と環境、地産地消についてのご質問にお答えをいたします。

中主学校給食センターが実施しております給食調理内容を基準にとのご質問ですが、よい点をできる限り引き継いで、子どもたちに喜んでもらえる給食づくりを実施してまいりたいと思えます。

しかしながら、食数が大幅にふえるため、まずは新しいセンターに慣れ、円滑な給食の提供を最重要課題としてとらえておりまして、議員ご質問の給食の充実につきましては、一歩ずつ努力をしてまいりたいと考えております。

旧野洲町の中学校においては、小学校で給食を経験しているものの、教職員は不慣れなため、順次説明会、事前研修を開催をいたしまして、夏休み期間中に実際の作業、配送等のシミュレーションを行いまして、万全を期したいと思います。

子どもたちに対する食べ物や健康の大切さ、環境を守ることの意義、地産地消等に関する食教育は、平素から給食センターに配置されている栄養士、調理員及び教育委員会事務局職員が学校に給食訪問の形で出向いて指導をしているところでございます。議員ご指摘のとおり、非常に大切な教育の一つとして認識しておりまして、市が今後策定をします食育推進計画の中に、しっかりと位置づけていきたいと考えております。

環境こだわり農産物については、農政部門の範疇になるかとは思いますが、学校給食においては市内産を使用する取り組みを基本とし、関係者の協力も得ながら、引き続き研究していきたいと考えます。

米については、量は年間約60トンを見込み、市内産を使用する計画です。

最後に、残食の問題は、現在の施設にも残食を企業にリサイクルする機械がございまして、新しいセンターでも活用をしていきます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 西本俊吉君。

8番（西本俊吉君） 努力としての新しいセンターでの方向性は一応教育長から示されております。学校教育の中の位置づけ、いわば本当の食育としてのその価値が十分発揮できる、そういうものであってほしいというところで、一歩ずつというご返事ではありますけれども、やはり学校教育現場、いろいろまた調理部門、いろんな人たちが一致して、やっぱりよい給食をつくっていかう、そういう一致した心が、でき上がってこない、はだはだの状態ではなかなかうまくいかないと思います。そういうところで、まず子どもたちにもその辺の喜びを感じてもらいたいなという思いから、そういうところに向けての努力をお願いしておきたいと思っております。

まず、1点目、ちょっと順番がむちゃくちゃになりますけれども、夏休みに学校の先生方のいわゆる事前研修ということですが、私は、やっぱり生きた現場を見るのが一番大事なのですね。今現在、野洲北の先生方、それから野洲中の先生方、ほとんどミルク

給食だけしか経験されておられませんから、できれば、先生方、交代交代でも中主中学校の給食をじかにやっぱり百聞は一見にしかずで、やっぱりその中で起こるいろんなことを体験してもらうような研修を設ける、これが一番大事じゃないかなと思います。そして、その児童・生徒や教師、またはその配膳をされておられるいろんな方との交流もしていただくことによって、不安感というものを、実際私も学校の先生から非常に不安ですということを知っていますから、あえてこういうことを申し上げるのですけれども、まず、子どもも生徒含めて用意ドンのスタートではちょっとしんどいかもわからないから、あえてそういうところをお願いしたいと。

それから、学校教育というものは、教育基本法の理念というのですか、その名によりまして、全国一律化されている内容がほとんどなのですけれども、私が今、食育基本法なり、また、その推進計画なりを持ち出しておりますのは、まさに、学校給食につきましては、学校で実施する給食というところまでは一緒ですけれども、それをいかにやっていくかはそれぞれの自治体の施策、子どもを中心としたそういう食教育施策にかかってきているわけで、本当にその自治体間の格差というのですか、そういうものを大きく見える部分でもあるわけです。私は、いろんなことを考えると、20億何だかんだ超えるようなあれだけの巨額を投じてせっかくつくったセンターです。自信を持って日本一の学校給食、野洲は給食で光っておると言われるような、そこまでレベルの高い給食を期待したい、そんな思いを持っております。ぜひともそういうご努力をお願いしたいと思います。

それから、今現在、野洲の中央の給食センターがありまして、今のベースがすべて当てはまるというわけではありませんけれども、地産地消につきましても、やはり、国の目標は食材ベースで食材数のベースにおきまして最低30%、ここで30%というところまでできるのですね。できれば40から45、そういうふうな形で1つでも、1品でも多く地場のものは、また季節感を感じられるものを中心にしながら、計画的に何していただくと。そして、私、いつも思うのですけれども、市の広報なりに給食献立が載っております。この日の使うこの食材は野洲のものを使いましたという印をつけて自慢する、そういうこともやっぱり子どもの1つの食教育を通じて、地域に広めることの原因になるのですね。そういうようなことも考えられるのも1つのアイデアというものなのですけれども、そういうことまでやっぱり子どもだけが、今、食育が必要でなくて、大人も何かやっぱりいろいろな形で食習慣病による何が非常に60%以上死亡原因として考えられるというようなデータも出ております。そういうところから、ひとつまたこれは健康福祉の方になってきます

けれども、また一つ、全体的な取り組みをお願いしておきたいなと思います。

あと、学校給食がスタートして、学校給食法ができてから約50年が経過していると思うのですが、食育そのものも含め、学校給食の本来のねらいそのものをまずは徹底して、それぞれの現場、いろいろなところで何しながら、確かに未納というような相反する問題があるかもわかりませんが、やはり子どもにとってやっぱり食べ物を通しての知的、いろんな郷土、そういうものを感じられる感情豊かな子どもを育てる1つの何として、この大きく地産地消を含めて、農業生産者の顔が見える学校給食、そういうものも一つ徹底してやっていただきたいと思いますが、今日は学校給食という質問に展開しておりますので、無理かもわかりませんが、地産地消に絡みまして、特に、米の60トンといいますと、1トンの米をとるのに大体私の計算では2町ほど要るのかな、2反ほど要りますね。ごめんなさい。本当、1町で何ですから、相当面積的にも集団化してもええぐらいの面積がかかってきます。そういうところで、私は中主の方でつくっておられるシルキー米もなのですが、何か野洲には小南の方が、南桜かわからない、愛郷米とか言って、滋賀県が安心してつくれる有機栽培、通常の農薬の50%以下に使用を制限されておると思います。いわば認定制度に基づく農業安心安全な食育、食べ物の生産システムがあるのですね。そういうものをやはり子どもたちの健康安全、そういうものを考えながら、多く取り入れ、そして、できれば私の、これはちょっと夢というのですか、そういう米の生産を野洲の1つの銘柄にして、子育て米という形で京阪神なんかの学校にどんどん下ろすぐらいの1つの構えをつくれる、これも1つの農業の後継者を育てる1つの道じゃないかと思います。ひとつまたその辺の夢も持っておりますので、行政におかれましては鋭意努力、展開していただきたいなという思いをもって、まず再質問をこれで終わります。

議長（田中栄太郎君） お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により本日の会議時間を延長いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 西本議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

確かに、両中学校の教育現場では、先生方から経験がないので不安だという声をお聞きしております。議員もおっしゃいましたように、実際に中主中学校で展開されておりますので、そちらの方に研修をしていただくとか具体的なことは取り組んでいきたいと思いません。

そして、センターをフル稼働させてのシミュレーションにつきましては8月28日火曜日を計画をいたしております。そして、できるだけ努力してよいものにと、一步ずつと言わずに、できるだけ早期にということにつきましては、もちろん取り組んでまいりたいと思えますし、今、中主のセンターで取り組まれております特色ある給食あるいは季節感の出たメニューというものにつきましては残していきたいと思っております。

地産地消の率を40%、50%、また後ほどご質問いただく田中議員もおっしゃっておりますけれども、ちなみに17年度の野洲学校給食センターの野菜に关します地元利用率は30.8でございましたが、18年度の、今現在の状況で35.1と上がっておりますし、上げてきております。ご理解をいただきたいと思えます。

そして、給食に关します保護者並びに児童・生徒諸君へのありがたさとか、注意喚起につきましては、給食だよりというものを出してありますので、ただその記事の内容、私もすべて掌握しておりませんので、今日使った野菜は野洲のどこそでとれたとかいうのが載せられるようでありましたら、工夫をしていくように、センターに指導をしてまいりたいと思えます。

そして、米につきましては、まだどの銘柄をということまでは思っておりませんが、できるだけあそこの立地がおおむね八夫が底地でございますけど、虫生地先ということでもございますので、従来、購入をしてまいりましたシルキー米とかを基軸に考えていきたいと。

以上で答弁させていただきます。

議長（田中栄太郎君） 西本俊吉君。

8番（西本俊吉君） 私もちよつと熱が入り過ぎて、気持ちだけが先走りもしているかもわかりません。あえて、質問指定はしておりませんが、今日はどうしても食育の問題で地産地消が多くなります。発言の中で多くなってまいりました。教育委員会、それから環境経済部、言いましても、やっぱり市民から見たら市役所なのですね。また、教育委員会。そういうことで市としての一致したところでの連携、そういうものについてそれ

ぞれの責任者の方から地産地消、食についてどのようにやっていくか、その辺をもう一度具体的にお答えいただいて、私の質問を終わります。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午後4時46分 休憩）

（午後4時47分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） それでは、西本議員のご質問にお答えします。

具体的ということでしたけれども、役所としましては、食育に関しましては、教育委員会、それから私ども、それから市民健康福祉部ということで、関係のところと連携をとりながらやっています。具体的には今年18年から庁の中にそういった連携の会議を持ちまして、連絡調整をやっておるところでございます。また、私ども自身がそういったご指摘のような実態を勉強しないといけないということで、それぞれ互いの部局のことはわからないところもございますから、互いに今勉強を進めているところでございます。なので、そういったお答えでさせていただきたいと思います。

それから、ただちょっと1点気になりましたのは、安全な米を私どもの子どもにと、お子さんというような話をだいぶされたかと思うのですが、別によそのお客様にだったら安全でないものをいうようなことは考えておりませんので、私ども野洲市でつくる農産物は安全でございますので、その辺は強調しておきたいと思います。

以上です。

議長（田中栄太郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明9日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時49分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年3月8日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 川 口 東 洋

署 名 議 員 西 本 俊 吉